

嶽麓書院所藏簡《秦律令（貳）》譯注稿 その（二）

「秦漢法制史料の研究」班

飯田 祥子・内山 峻・魏 星
齋藤 賢・杉村 伸二・高田菜々子
畑野 吉則・宮宅 潔

凡例

本稿は、『嶽麓書院藏秦簡（伍）』（上海世紀出版集團・上海辭書出版社、二〇一七、以下、「嶽麓〔伍〕」と略稱）に收められた秦代の法律條文、すなわち《秦律令（貳）》の、第一組と第二組の一部（73～137簡）の譯注である。

・釋文

原則として嶽麓〔伍〕の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。嶽麓〔伍〕の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちに改めてあるが、本譯注稿では「」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた

鈎型の符號も、「」という記號で示してある。複数の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

その他、釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じである。

☐…簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。

□…一字不明。

…字跡ならびに文字數不明。

☐…斷片的な墨跡から判讀した文字。

【】…墨跡は見えないが内容から補った文字。

『』…文例から補った脱字。

（）…通假字。

〔 〕…誤字。
〔 〕…衍字。

・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が参考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所説を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至（編）『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六）

また注に擧げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引用略號については左記の通り。

睡虎地秦簡…「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲種」という各グループの呼稱のみを擧げ、簡番號を附した。簡番號は「睡虎地秦墓竹簡」（文物出版社、一九九〇）に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

龍崗秦簡…『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇二）の簡番號に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

里耶秦簡…『里耶秦簡』〔壹〕（文物出版社、二〇一三）、同〔貳〕（二〇一七）、および『湖南出土簡牘選編』（嶽麓書社、二〇一三）の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校釋』（第一卷）（武漢大學出版社、二〇一三）、同（第二卷）（武漢大學出版社、二〇一八）、『里耶秦簡博物館藏秦簡』（中西書局、二〇一六）に據り改めた。

嶽麓書院所藏簡…『嶽麓書院藏秦簡〔壹〕』（上海辭書出版社、二〇一〇）は「嶽麓〔壹〕」とし、同書が使用する整理番號を附した。『嶽麓書院藏秦簡〔貳〕』以下も同様である。

張家山漢簡（二四七號墓）…『張家山漢簡』の名は省略し、「二年律令」「奏讞書」という呼稱のみを擧げた。釋文は『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社、二〇〇二）と『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）とを併せて參照した。「奏讞書」については簡番號と共に案例番號も附記した。

張家山漢簡（三三六號墓）…『張家山漢墓竹簡（三三六號墓）』（文物出版社、二〇一三）の釋文に據り、「功令」「漢律十六章」という呼稱を附して簡番號を擧げた。

胡家草場漢簡…『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』（文物出版社、二〇一三）の釋文に據り、「胡家草場漢簡」として同書の簡番號を擧げた。

居延漢簡…居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）の簡番號を擧げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（EPT、EPF、等）を擧げた。

懸泉置漢簡…『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇一）、『懸泉漢簡』〔壹〕～〔叁〕（中西書局、二〇一九～二〇二三）の釋文・原簡番號を擧げ、『釋粹』所收の簡については同書が便宜的に與えた編號を「粹」¹というかたちで附記した。

虎溪山漢簡…『沅陵虎溪山一號漢墓』（文物出版社、二〇二〇）の釋文に從い、その分類と整理番號とを擧げた。

《七三〇七五》

●泰山守^①言、新黔首^②不更^③昌等夫妻盜、耐爲鬼新(薪)白粲、子當爲收^④、被^⑤有嬰兒^⑥未可事^⑦、不能自食^⑧。 73 (1114)
別傳輸^⑨之、恐宕行死^⑩。議^⑪、令寄長^⑫其父母及親所、勿庸別輸^⑬。丞相議、年未盈八歲者、令寄長其父母・親所。盈八歲輒輸之^⑭、如令。琅邪郡^⑮比^⑯。 74 (918)

75 (1935)

【譯】

●泰山守が申し上げる。「新黔首である不更の昌等夫妻は盜罪を犯し、耐鬼薪白粲とされ、子は沒收するのに相當するが、一部には嬰兒で、まだ役務に耐えられず、食糧を自給できない者がいる。引き離して嬰兒を移送するならば、移動中に死亡するおそれがある。検討したところ、その父母および親族のもとにゆだねて養育させ、引き離して移送しない、となった」。丞相が検討したところ、「年齢が八歳未満の場合は、その父母・親族のもとにゆだねて養育させる。八歳になったらただちに移送するのは、令の規定のとおりとする。琅邪郡は同様にする」。 ●十三

【注】

①泰山守・泰山郡の郡守。『漢書』地理志では、高祖の設置とされる。秦封泥の「泰山司空」も秦の泰山郡であろう。

泰山郡、高帝置。屬兗州。戶十七萬二千八十六、口七十二萬六千六百四。有工官。汶水出萊母、西入濟。縣二十四。〔漢書〕地理志

②新黔首・新たに秦に服屬することになった民。〔肆〕210～211簡注

⑨参照。

③不更・第四級の爵。〔肆〕142～146簡注⑮参照。

④耐爲鬼薪白粲、子當爲收・「收」は近親者の罪に連坐して、身柄を官府に沒收されること。〔肆〕160～162簡注⑩参照。二年律令によれば、鬼薪の妻子は沒收された。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府(腐)者、皆收其妻・子・財・田宅。(二年律令174)

⑤被・一部分。整理者は「彼」に通假させるが、「被」には割く之意があり、母集團のうちの一部をいう。〔肆〕264～267簡注③参照。

□不能自衣者、縣官衣之、令居其衣如律然。其日未備而被入錢者、許之。(嶽麓〔肆〕264)

⑥嬰兒・乳幼兒。食糧の支給規定では未成年者の「小」と區別されるが、區別の基準は不明。

齊王中子諸嬰兒小子病、召臣意診切其脈。(『史記』扁鵲倉公列傳)

小城旦・隸臣作者、月禾一石半石。未能作者、月禾一石。小妾・春作者、月禾一石二斗半斗。未能作者、月禾一石。嬰兒之母(無)母者各半石。雖有母而與其母冗居公者、亦粟之、禾月半石。(秦律十八種49～51)

●制詔御史、聞反者子年未盈十四歲、有辜爲城旦春者、或嬰兒毆(也)、尙抱負及鬘(纜)能行、縣官即皆令衣傳城旦春具。其勿令

衣傳之。丞相御史請、諸年未盈十四歲而有舉爲城旦舂者〔嶽麓
〔伍〕93〕94)

⑦可事・役務に耐える。

●當罰□戰瘡左□殊斬毋賴故微、□瘡右卻(脚)斬筋不可以行、
皆令居縣。它有等比。及諸當戍故微而病不瘳(瘳)、終不可作、
毋賴於故微、請傳(傳)遷居縣、月診、有瘳可事、輒遣詣
署、它有等比。臣縮議、其瘡病罷瘳(瘳)者作縣道、肉(月)診
令・丞前、有瘳、遣戍。(嶽麓〔柒〕71〕73)

諸當行粟、獨與□父母居、老如皖老、若其父母罷瘳(瘳)者、皆
勿行。金瘡、有□病、皆以爲罷瘳(瘳)。可事如皖老。其非從軍
戰瘡也、作縣官四更、不可事、勿事。勿以□診瘳之令、尉前。

(二年律令408〕409)

□罷瘳可事七十一人(沅陵虎溪山一號漢墓・計簿78)

⑧自食・食糧を自給する。

黔首及司寇・隱官・除官人居貲贖責(債)或病及雨不作、不能自
食者、貸食、以平賈(債)賈(債)、令食居作。(嶽麓〔肆〕259〕260)

□給日及諸從事縣官・作縣官、及當戍故微而老病【作】居縣、坐
妬入舂、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、如居貲責
(債)。(嶽麓〔肆〕292〕293)

⑨傳輪・リレー式に身柄を移送する。〔肆〕232〕236簡注⑧⑨・【解
說】參照。

獄校律曰、略妻及奴騷悍、斬爲城旦、當輪者、謹將之、勿庸
(用)傳□、到輪所乃傳之。(嶽麓〔肆〕232)

⑩行死・移動中に死亡する。

耿舒與兄好時侯弇書曰、前舒上書當先擊元、糧雖難運而兵馬得用、
軍人數萬爭欲先奮。今壺頭竟不得進、大眾怫鬱行死、誠可痛惜。
〔後漢書〕馬援列傳)

□乘白粲沾、傳輪遷陵、行死不到。(里耶秦簡⑥1292)

●最凡行道物故卒八人(居延漢簡283・32+283・12)

⑪議・検討する、また検討の結果を記した文書。〔肆〕318〕320簡注

①・〔肆〕381〕382簡注⑪參照。ここでは泰山郡からの上言のな
かに、郡での検討結果が記されているのであろう。

●令曰、南陽守言、興(?)吏捕辜人、報日封診及它諸(?)官
□□□□者、皆令得與書史・隸臣・它所與捕吏徒(缺簡)□□令

●丞相議、如南陽議、它有等比。——(嶽麓〔伍〕300〕301)

⑫寄長・ゆだねて養育させる。「寄」は身をよせる、身をゆだねる。

「長」はやしなう、養育する。

夫列在萬乘而寄質於齊、名卑而權輕。(史記)蘇秦列傳)

父兮生我、母兮鞠我、拊我畜我、長我育我。(詩經)小雅・蓼莪)

今秦破趙軍於長平、不遂以時乘其振懼而滅之、畏而釋之、使得耕
稼以益蓄積、養孤長幼以益其眾、繕治兵甲以益其強、增城浚池以
益其固。(戰國策)中山策)

⑬勿庸別輪・引き離して移送してはならない。「勿庸」は「以て
…なかれ」と理解した。〔肆〕232〕236注⑦參照。

又惟殷之迪諸臣、惟工乃湏于酒、勿庸殺之。〔注、勿用法殺之〕。
(書經)酒誥)

獄校律曰、略妻及奴騷悍、斬爲城旦、當輸者、謹將之、勿庸、
 (用)傳□、到輸所乃傳之。(嶽麓〔肆〕32)

⑭盈八歲輒輸之：「歲」と「輒」の間の右隅に墨點がある。

⑮琅邪郡：郡名。

琅邪郡、秦置。莽曰填夷。屬徐州。戶二十二萬八千九百六十、口
 一百七萬九千一百。有鐵官。縣五十一。(漢書地理志)

□亥朔辛丑、琅邪段(假)【守】□敢告內史・屬邦・郡守主。(里
 耶秦簡⑧657)

⑯琅邪郡比：琅邪郡は同様にせよ。「比」は〔肆〕288簡注③参照。

【解説】

73簡が63簡の背面に映っており、條文同士的位置關係はこれによ
 り復原されたと考えられる。また73簡の「當爲」と「收椓」の間の
 空格背面には楔形の切り込みが確認できる。編綴の紐をかけるため
 の契口であろう。

本條文は、兩親が共に刑徒となり、本来なら沒收されて兩親と引
 き離される子供について、子供がごく幼い場合には、父母や親族に
 委ねて養育させることを認めた規定。夫に連坐して妻と子が收人と
 なる場合は、子が幼少であれば母子を分離しなかったことが法律答
 問にみえる。

隸臣將城旦、亡之、完爲城旦、收其外妻・子。子小、未可別、令
 從母爲收。●可(何)謂從母爲收。人固買(賣)、子小不可別、
 弗買(賣)子母謂毆(也)。(法律答問116)

だが、妻も盜罪を犯し、當人の罪により白祭とされたなら、收人と
 される場合と異なり、子とは別の場所に移送されたのだろう。ちな
 みに夫婦が共に盜罪とされるのは、夫の盜罪を妻が知っていながら
 告發しなかったケースが考えられる。

夫盜千錢、妻所匿三百、可(何)以論妻。妻智(知)夫盜而匿
 之、當以三百論爲盜。不智(知)、爲收。(法律答問14)

ここでは、子を引き離すのは問題であるとの提言が泰山郡守により
 なされ、同時に泰山郡での「議」の結果として、子を父母や親族に
 委ねるといふ提案が示される。これを取り次いだ丞相は、父母・親
 族に委ねるのは八歳未満であるという基準を、新たに追加する。こ
 の「八歳未満」という區分は、本條文以外には見當たらぬ。たと
 えば、居延漢簡には「未使男」「使男」といった年齢區分が見える
 が、「使」は七〜十四歳である。

本條文の末尾には「琅邪郡は比せ」として、この規定が琅邪郡で
 も準用されるべきことが附記される。「它有等比」として、同様の
 事例への準用を廣く指示するのではなく、「琅邪郡」に限定されて
 いる理由は——泰山郡とともにそこが「新地」であるという事情
 などが想定されるもの——よく分からない。

《七六》
 死辜。——① 76 (0082)

【譯】
 死辜。——

【注】

①…下端に縦線が書かれる。類例に第一組では〔伍〕65などがあるが、これらは「●三——」〔伍〕65のように、数字と縦線を書く。縦線のみは本簡の他に〔伍〕91がある。

【解説】

整理者は前後に缺簡を想定し、この簡のみをここに配置する。だが、第一組の條文はそのほとんどが末尾に数字が記される書式を持ち、本簡を取ってここに置く理由は定かでない。

《七七》

☐従人^①家吏^②・舍人^③可以☐^④三族従人^⑤者。●議、令縣治三族従人者、必 77 (901)

【譯】

…従人の家吏・舍人…三族従人…とすべき…。●検討したところ、縣に三族従人を取り調べさせる場合は、必ず…

【注】

①従人…舊六國の支配階層に屬する秦への抵抗勢力。〔肆〕383～385 簡注①・〔伍〕13～18簡注②参照。

②家吏…家政の擔當者。〔肆〕44簡注⑤家畜夫参照。

③舍人…私的に召し抱えられた近侍。〔肆〕318～320簡注⑤。

④☐…左半に「言」字が見え、整理者は「論」ではないかとする。他にも釋讀案はあるものの、決め手に缺ける。

⑤三族従人…不明。統一後、秦では「姓」字が「族」に改められる（里耶秦簡⑧461）ので、この「三族従人」は「三姓従人」であつた可能性もある。

☐曹 主令☐☐☐ ☐主貳春・都郷・啓陵・田☐☐

主三族従人護☐☐ 吏卒・黔首及奴婢護

主盜賊發護 ☐☐ (里耶秦簡⑨1701+⑧389+⑧404)

曰産曰族（里耶秦簡⑧461）

【解説】

紀焯婷「《嶽麓書院藏秦簡（柒）》綴合二則」（簡帛網二〇二二年七月一四日）が、本簡と殘簡（C4.3.9-1）との綴合を指摘する。これにより字畫が補われるものの、釋讀には變化はない。また本簡は、内容的には第一組冒頭の「従人」關連條文（〔伍〕13～18、〔伍〕19～29）とのつながりが推測されるものの、本簡の墨跡が63簡の背面に映つており、これによつて整理者は、本簡をここに配置している。

内容は、もちろん「従人」に關わるものではあるが、詳細は不詳。そこに見える「三族従人」の意味もよく分からない。たとえば『楚辭』離騷序には、

三閭之職、掌王族三姓、曰昭・屈・景。

とあり、これに據るなら、「従人」のうち、國君にごく近い者が「三族従人」であつた可能性などが考えられる。

《七八〜八一》

●擧人久毆（繫）留不決^①、大費^②毆（也）。●諸執灋^③・縣官所治而當上奏當^④者、●其擧當耐以下、皆令先決論之^⑤、而上其奏夫（決）^⑥。●其都吏^⑦及諸它吏所受詔治而當先決論者^⑧、各令其治所縣官^⑨以灋決論之^⑩、乃以其奏夫（決）聞。●其已前上奏當而未報^⑪者、亦以其當決論之^⑫。●其奏決有物故^⑬、卻而當論者、以
後卻當更論之^⑭。 ●十六 81 (0999)

【譯】

●罪人が長く拘留され裁判が滞り確定しないのは、無駄が多い。●およそ執法・縣の官が取り調べて、奏當を提出すべき場合は、●罪が耐刑以下に相當するなら、いずれも先に決論を行い、それからその奏決を提出させる。●都吏及び諸々の他の吏が、みずから詔を受けて取り調べ、先に決論を行うべき場合は、それぞれその治所の縣官に、法によって決論を行わせ、そしてその奏決を報告させる。●すでに以前に奏當を提出したもののまだ返答を得ていない場合も、またその當によって決論を行う。●奏決したものの不測の事態があり、返却されて裁かねばならない場合は、返却の後の當によってあらためて判決を下す。 ●十六

【注】

①擧人久繫留不決…「繫」は拘留すること。「留」は裁判が滞り、判決が下されないこと。〔伍〕59〜61簡注②参照。

②大費…無駄が多い。整理者は『韓非子』を引用し、傳世文獻では

無駄が多い、支出が多い、といった意味であるとするとする一方で、この簡が同じであるかは確定しがたいとし、また「少費」〔伍〕52の對である可能性を指摘する。〔伍〕48〜52簡注⑬参照。今大費、無罪而少得爲功、則人臣出大費而成小功、小功成而主亦有害。〔韓非子〕南面

□如此。其執獄不□有少費。●廿五（嶽麓〔伍〕52）

③執灋…地方に置かれた監察官。〔肆〕24〜28簡注⑱参照。

④奏當…「當」は罪に對して刑罰を引き當てること。〔肆〕324簡注①参照。またそうした犯罪と刑罰の對應關係を記した文書も「當」といい、それが上奏として作成された場合は「奏當」と呼ばれた。〔伍〕66〜68簡注⑲参照。

⑤擧當耐以下皆令先決論之…「決論」は判決を確定すること。「論」は罪に相當する罰を決定する。〔肆〕6簡注④、〔肆〕24〜28注

⑬参照。〔陸〕61〜62簡では、「先決論」と言い換えられている。規定され、それがここでは「先決論」と言い換えられている。

●制詔御史、請當上奏者、耐擧以下先決之、有令。而丞相・御史盡主諸官、所坐多、不與它官等。丞相・御史官當坐官以論、耐擧以下當上奏當者、勿先決論、侍（侍）奏當。〔嶽麓〔陸〕61〜62）

⑥奏決…判決の報告書。唐律疏議など傳世文獻にも「奏決」の例があるが、それらは「奏して決す」の意である。ここでの「奏決」は名詞で、また「奏當」と對になる、その類似表現である。「決」は先の「決論」のことで、判決を下した後、それを上奏

して事後報告する文書だと考えられる。

妾伏自念、入椒房以來、遺賜外家未嘗踰故事、每輒決上、「師古曰、每事皆奏、決於天子、乃敢行也」、可覆問也。〔漢書〕外戚傳下・孝成許皇后)

疏議曰、依獄官令、從立春至秋分、不得奏決死刑。違者、徒一年。〔唐律疏議〕斷獄28)

太宗又制在京見禁囚、刑部每月一奏、從立春至秋分、不得奏決死刑。其大祭祀及致齋・朔望・上下弦・二十四氣・雨未晴・夜未明・斷屠日月及假日、竝不得奏決死刑。〔舊唐書〕刑法志)

⑦都吏・地方の二千石官に所屬する官。監察に關與することが多く、二年律令では覆獄を擔ったことが知られる。〔肆〕24～28簡注

⑧都吏及諸它吏所自受詔治而當先決論者…「諸執濃縣官所治而當上奏當者」と同じ「某所治而當者」の構造であると考え、「都吏及び諸の它吏の自ら詔を受け治する所にして、而して當に先ず決論すべき者」と訓讀した。

⑨治所縣官…都吏や諸它吏がオフィスを設置している縣の官。「治所」は職務を行っている場所。〔肆〕228～229簡注⑦参照。「治所」と「縣官」の並列の可能性もあるが、〔伍〕123～125簡を參考にして、「治所」の「縣官」と解した。

●令曰、吏有論數(繫)、二千石、治者輒言御史、御史遣御史與治者雜受印。在郡者、言郡守・郡監、守丞・尉丞與治者雜受印、以治所縣官令若丞印封印、令卒史上御史。千石到六百石、治者與

治所縣令若丞雜受、以令若丞「雜受、以令若丞」印封、令史上御史。(嶽麓〔伍〕123～125)

⑩以法決論之…整理者は、「以律令論之」が一般的であるものの、たとえば奏獻書78には「復(覆)其姦詐(詐)及智(知)縱不捕賊者、必盡得、以濃論」とあり、「以法」は「以律令」と同じであるとする。これに従う。

⑪報…刑罰引き當て(當)の草案に、回答を與えること。

●吏當、毋憂當要(腰)斬。或曰不當論。●廷報、當要(腰)斬。(奏獻書7 案例①)

⑫以其當決論之…先の「以濃決論之」と同じく、「以決論之」という構文だと考えた。「奏當」提出後の、返答待ちの案件についても、提出済みの「奏當」に基づいて判決を下してよいとするのであろう。

⑬物故…事故。不測の事態。〔肆〕318～320簡注③参照。

⑭以後卻當更論之…「以(決)論之」という句が連続しており、こゝも「後卻當を以て更めて之を論ず」と讀んだ。「後卻の當」とは返却後に改めて作成された「當」で、それに則って再度論じ、奏することなく判決を下すのが認められたのだと、暫く解釋した。【解説】も参照のこと。

【解説】

78 ↓ 80簡については、多くの反印関係が見られる。すなわち65 ↑ 78、66 ↑ 79、67 ↑ 80、および78 ↑ 91、79・80 ↑ 92という反印関係から、78 ↓ 80簡が連続することはほぼ確実である。ただし、81簡については手がかりがない。

本条文の内容は、裁判の長期化を抑えるため、刑の引き當てについて上級機關の判断を仰ぐ（「上奏當」）場合や、判決を事後報告する（「上奏決」）場合の、手續きの簡素化を命じた規定である。ここでは四つのケースについて、それぞれに簡素化の方策が示されている。

- (1) 執法や縣の官が擔當する裁判で、奏當を提出し、上級機關の裁可を経たうえで判決が確定する案件。↓耐罪以下であれば奏當は不要で、判決の事後報告でよい。
- (2) 都吏など（いずれも二千石官の屬吏か）が擔當する裁判で、彼らの裁量で判決を下すのが詔により認められている案件。↓縣の官（都吏などの配下）にあり、裁判の實務を支える者が判決を下し、それを事後報告するのでよい。
- (3) 奏當提出後、上級からの返答を待っている案件。↓提出済みの「當」のとおり判決を下してよい。
- (4) 判決を報告したものの、問題があり、差し戻された案件。↓返却後に改めて「當」を作成し、それに沿って判決を下してよい。

「奏當」については、(1) 輕罪であるなら不要とし、(3) 上級の判断が遅れている場合は、提出済みの「當」に従うことを認め、簡素化が圖られている。「奏決」については、(2) 裁判の責任者が二千石官の屬官であるが故に時間がかかっているなら、縣が法に

沿って速やかに裁くこととされ、また(4)「奏決」に問題があつて差し戻された場合、通常なら再び「奏決」することが求められたのであるが、再度作成した「當」に従って裁くのが認められているのであろう。

本条文はひとまずこのように解釋できるものの、問題は多い。たとえば(4)の部分では「後卻當」を「卻の後に作成される當」としたが、いかにも讀みにくい。「後・卻を以て更めて之を論ずるに當たる」、すなわち「不足の事態で」遅れたり、返却されたりしたという理由で、改めて判決を下すのに相當する」と解釋する案も出た。「當更論」と讀む事例は、確かに嶽麓簡にも見える。

獄失者、其同獄一鞠、有數人者、皆當人坐之、執濃縣官所已前論、不應（應）律者、皆當更論。請亟令更論・論（嶽麓〔陸〕258）

ただ實のところ、當該の箇所は「…以（80簡）後卻當…（81簡）」という具合に、二つの簡に跨がっている。述べたとおり、兩簡の接續を裏付けるような手がかりはなく、兩簡に見える「當」字は筆跡が微妙に異なる。80簡と81簡のあいだに缺簡がある可能性も残る。

もう一つ、本条文には「●」が多いので、これが前提となる状況、およびそのなかの具體的なケースを示しているのではないかと、という意見も出た。すなわち「●諸執濃・縣官所治而當上奏當者」が條文全體にかかる前提條件で、そのうちの具體的なケースが「●其」——そのうちの場合——として列擧されている、という理解である。だが、たとえば「奏決有物故…」というケースは、奏當の提出が必要である（「當上奏當」）ことが必ずしも前提條件にはなっていない。暫く譯出したように解釋した。

裁判の長期化が問題になっていたことは他の條文からも知られ、

〔伍〕59～61簡では、地方の状況の報告が命じられている。また〔肆〕283簡では、罰則によってその解消が目指されている。

□下縣道官而弗治、轂（繫）人而弗治、盈五日、賞一盾。過五日到十日、賞一甲。過十日到廿日、賞二甲、後有盈十日、輒駕（加）一甲。（嶽麓〔肆〕283）

これらに對し、本條文は中央の權限・職務を執法らに委讓し、長期化を解消しようとしたものといえるだろう。

《八二～八四》

●諸相與奸亂^①而遷^②者、皆別遷^③之、勿令同郡。其女子當遷^④者、東郡^⑤・參川^⑥・河内^⑦・潁^⑧川^⑨・請^⑩（清）河^⑪・^⑫間^⑬・蜀^⑭・巴^⑮・漢中^⑯・□^⑰・□^⑱亂、不從令者、賞二甲。 ●十七 84 (0865)

【譯】

●およそともに姦通し遷刑とされた者は、いずれも別々にこれを遷し、同郡に遷してはならない。女子で遷刑に該當する者は、東郡・參川・河内・潁川・清河・河間・蜀・巴・漢中…亂…、令に従わない者は、賞二甲。 ●十七

【注】

①奸亂・姦通すること。〔伍〕1～8簡注⑥も参照。
納於邪臣羊勝之計、欲求爲漢嗣、刺殺議臣爰盎、事發、負斧歸死。既退歸國、猶有恨心、內則思慮霧亂、外則土功過制、故牛既作。

足而出於背、下奸上之象也。〔師古曰、奸、犯也、音干。〕〔漢書五行志〕

詣闕告太子丹與同產姊及王後宮姦亂、交通郡國豪猾、攻剽爲姦吏不能禁。〔漢書〕江充傳

於防則不足懲奸亂之源、於情則傷孝子之思、男不御罪於他族、而女獨嬰戮於二門、非所以哀矜女弱、均法制之大分也。〔三國志魏書何夔傳表注〕

同產相與奸、若取（娶）以爲妻、及所取（娶）皆棄市。其強與奸、除所強。〔二年律令191〕

②遷者・遷刑とされた者。〔肆〕232～236簡注⑩参照。

③東郡・郡名。東郡、秦置。〔漢書〕地理志

④參川・郡名。三川郡。

莊襄王元年、大赦罪人、修先王功臣、施德厚骨肉而布惠於民。東周君與諸侯謀秦、秦使相國呂不韋誅之、盡入其國。秦不絕其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀。使蒙驁伐韓、韓獻成皋・鞏。秦界至大梁、初置三川郡。〔史記〕秦本紀
河南郡、故秦三川郡、高帝更名。〔漢書〕地理志

⑤河内・郡名。秦封泥に「河内邸丞」などがある（『秦封泥集存』）。三十三年、客卿胡（傷）（陽）攻魏卷・蔡陽・長社、取之。擊芒卯華陽、破之、斬首十五萬。魏入南陽以和。〔集解、徐廣曰、河内修武、古曰南陽、秦始皇更名河内、屬魏地。〕〔史記〕秦本紀

河内郡、高帝元年爲殷國、二年更名。〔漢書〕地理志

⑥ 潁川…郡名。

潁川郡、秦置。〔漢書〕地理志

⑦ 清河…郡名。地理志では高祖の設置とされるが、秦封泥に「清河

大守」の封泥がある〔秦封泥集存〕812～813頁。

清河郡、高帝置。〔漢書〕地理志

⑧ 河間…郡名。秦封泥に「河間大守」、「河間尉印」などがある

〔秦封泥集存〕814頁。

今中山在我腹心、北有燕、〔正義、地理志云趙分晉、北有信都・中山、又得涿郡之高陽・鄭州鄉。東有清河・河間、又得渤海郡東平舒等七縣。在河以北、故言北有燕。〕〔史記〕趙世家

⑨ 蜀・巴…蜀郡および巴郡のこと。〔肆〕317簡注④参照。

⑩ 漢中…郡名。

漢中郡、秦置。〔漢書〕地理志

【解説】

姦通罪を犯し遷刑とされた男女を、同じ郡に配置することを禁じた規定。配置先においてはもちろん、そこに至るまでの移送中にも、両者が接觸するのを避けようとしたのだろう。「姦」に遷刑が適用される事例は、法律答問に一例が見える。

嗇夫不以官爲事、以奸爲事、論可（何）毆（也）。當遷（遷）。

遷（遷）者妻當包不當。不當包。（法律答問61）

條文の後半には、その場合の女性の配置先が指定されているようだが、83簡が断簡で、詳細は不明。なお、ここに列挙される「東郡・參川・河内・潁川・清河・河間」は、〔柒〕1～4簡、及び7簡にも見える（唐強『嶽麓書院藏秦簡（柒）』讀後（二）〔簡帛網二〇二二年七月二十九日〕により簡の配列を改めた）。

●尉議、中縣有罪罰當戍者及陽平吏卒當戍者、皆署琅邪郡。屬邦・道當戍東故徼者、署衡山郡。（嶽麓〔柒〕1）

縮請、許。而令郡有罪罰當戍者、秦原署四川郡、東郡・參（參）川・潁（潁）川、署江胡郡、南陽・河内署九江郡。南郡・上（柒）4）

□它如令。縮請、許。而令中縣署東晦（海）郡、秦原署四川郡、東郡・參（參）川・潁（潁）川、署江胡郡、南陽・（柒）2）河内署九江郡、南郡・上黨・屬邦・道當戍東故徼者、署衡山郡。□（柒）3）

□能入而當戍請（清）河・河間・恆山者、盡遣戍荆新地。清、河・河間當戍者、各戍（柒）7）

《八五～八六》

□□①更有案行②官〔二〕③而獨有令曰、有問其官必先請之者、令案行其官者盡先封閉④其所當案行 85 (215+Cat.2)

官府⑤及券書⑥。它不可封閉者、財〔裁〕⑦令人謹守衛。須其官自請、報到⑧、乃以從事。 ●十八 | 86 (1103)

者……」以下で、まずは封閉を行い、それが不可能な場合は見張りを置き、そのうえで「先請」への回答を待ち、回答があつてから訊問を始めることとされた。

ただし「先請」は、一定以上の高位者を處罰する場合、上級機關の承認を先に求めること（例えば〔伍〕53～55簡、および同條文の注④参照）や、徭役徵發の際の事前申請（〔肆〕156～159）として行われるものの、右のような「先請」の事例は見当たらない。また、巡視される側がなぜ「先請」せねばならないのかも判然としない。

《八七～八八》

●制詔^①丞相斯^②、所召博士^③得與議者^④、節（卽）有逮^⑤告劾^⑥、吏治者輒請之、盡如宦顯夫^⑦逮^⑧。斯言、罷^⑧ 87 (1129)
博士者、請輒除其令。 88 (1130)

【譯】

●丞相斯に制詔する。「召し出された博士で、議事に參與することを許された者が、もし召喚されたり、告劾されたりしたならば、取り調べる吏はそのつどこれについて指示を請うこと、すべて宦者や顯大夫と同様にせよ」と。斯が言うには「博士を罷めた場合は、請うらくはそのつど其の令の適用から除外されますよう」と。

【注】

①制詔…皇帝が命令を下す時に用いられる語。〔肆〕308～310簡注①参照。

②丞相斯…李斯。

三十四年、…。始皇置酒咸陽宮、博士七十人前爲壽。…丞相李斯曰、五帝不相復、三代不相襲、各以治、非其相反、時變異也。今陛下創大業、建萬世之功、固非愚儒所知。且越言乃三代之事、何足法也。〔史記〕秦始皇本紀

③博士…官職名。皇帝や諸侯王の顧問官。

博士、秦官、掌通古今、秩比六百石、員多至數十人。武帝建元五年初置五經博士、宣帝黃龍元年稍增員十二人。元帝永光元年分諸陵邑屬三輔。王莽改太常曰秩宗。〔漢書〕百官公卿表

丞相立東方、西面。吏二千石次、大（太）中大夫次、諸侯丞相次、諸侯吏二千石次、故二千石次、千石中大夫至六百石御史・博士・奉常次、皆北上。〔漢律〕十六章338～339

④得與議者…議事に參加することを許された者。

自朝廷大臣莫知其與議也。〔師古曰、與讀曰予。〕〔漢書〕張湯傳

⑤逮…獄事に關連して容疑者や證人を逮捕したり召喚したりすること。〔肆〕44簡注②参照。

⑥告劾…「告」は吏に對して違法行爲などを通報すること、「劾」は吏が違法行爲や過失を記した文書を作成して告發すること。

〔伍〕45～47簡注①参照。

⑦宦顯大夫…宦者顯大夫の略、あるいは「者」字の誤脱か。「宦」は皇帝の近臣。〔肆〕151～153簡注⑩、〔伍〕35～36注⑧参照。

「顯大夫」は秩六百石以上の官吏や、王に名前を知られた者などを指す。〔伍〕53～55簡注②参照。

⑧罷…官を辭めること。

諸吏乘車以上及宦皇帝者、歸休若罷、官而有傳者、縣舍食人・馬如令。(二年律令23)

吏及宦皇帝者秩六百石以上及謁者・御史以老免若罷、官、及病而免者、皆勿事。(功令34)

【解説】

討議に参加している博士について、それを召喚・告効する際には事前に申請し、指示を請うよう命じた制詔と、それを受け取った丞相による補足——博士の地位から退いた場合はこの命令を適用しない——からなる條文。皇帝により招聘され、討議に加わった博士には、一種の不逮捕特権が認められたが、その特権は「罷」によつて取り消された。注⑧に述べたとおり、「罷」とは博士の地位から罷免されることと理解したが、次の事例をふまえ、討議が終わる、その場から退くことではないかという意見も出た。

秦時以文學徵、待詔博士。數歲、陳勝起山東、使者以聞、二世召博士諸儒生問曰、…。於是二世令御史案諸生言反者下吏、非所宜言。諸言盜者皆罷之。(史記)叔孫通列傳)

《八九》

當不當。=上夬(決)①、匿②弗上、令・丞・史(吏)主者、皆耐③。其非匿之毆(也)、貲各二甲。●廿一

89 (2168)

【譯】

…適當かどうか…。判決を上申するのに相當するが、不法に隱匿し上申しなかつたならば、令・丞・擔當官吏はいずれも耐。これを不法に隱匿したわけではなければ、それぞれ貲二甲。●廿

【注】

①當上夬…判決を上申するのに相當する。〔伍〕78～81簡注⑥参照。

●諸執濃・縣官所治而當上奏當者、●其辜當耐以下、皆令先決論之、而上其奏夬(決)。(嶽麓〔伍〕78～79)

②匿…不法に隱匿すること。〔肆〕1～2簡注①参照。

③耐…法律條文に「耐とする」とのみある場合は、庶人ならば耐司寇、司寇であれば耐隸臣妾に當てられた。〔肆〕271～275簡注⑧参照。

【解説】

判決を上級機關に報告すべきところ、それを故意／過失により怠つた場合の處罰規定。この簡について、王偉「嶽麓書院藏秦簡札記(四則)」(簡帛網二〇二〇年四月二七日)は〔伍〕335簡との連讀を指摘する。兩者を連續させた釋文は次の通り。

●治學及諸有告効而不當論者、皆具傳告効辭論夬(決)、上屬所執濃、與計偕。●執濃案掾其論

當不當。當上夬(決)、匿弗上、令・丞・史(吏)主者、皆耐。其非匿之毆(也)、貲各二甲。●廿一

接續により生まれる「●執法案掾其論當不當」という一文について、

335 (2025)

89 (2188)

王偉は「論當」「論…不當」という言い回しが嶽麓簡や張家山漢簡に多く見えることを指摘し、両者が連続する根拠の一つとする。この復原に従うなら、その日本語譯は次の通り。

罪を審理した、及びおよそ告効があつたのに裁くには當たらなかつた場合、いずれも告効・供述・判決の文書を揃えて添付し、所屬先の執法に提出すること、上計とともに行う。●執法はその裁きについて適當かどうかを點檢する。判決を上申するのに相當するが、不法に隱匿し上申しなかつたならば、令・丞・擔當官吏はいずれも耐。これを不法に隱匿したわけではなければ、それぞれ貲二甲。●廿

文意は通り、説得力のある復原案だが、王偉自身が認めるとおり、背面の劃線は配列の順序を逆にしなければ繋がらない。また「論當」「論…不當」という句は見られるものの、「論當不當」はなく、それを「案掾」するという構文にも類例がない。暫く整理者に従い、89簡のみに注釋をつけた。

《九〇》

□□□徑請^①。制日、此等^②令各請屬所執^③、請之。

廿一^④ 90 (2166+2169) ●

【譯】

…徑請…。制する。これに類似する事案はそれぞれ所轄の執法に申請させ、執法がこれを申請する ●廿一

【注】

①徑請…決められた正規の手續きを省略した、とびこえた申請。

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國・御史、相國・御史案致、當請、請之、毋得徑請者。徑請者、罰金四兩。(二年律令219～220)

②此等…これに類似する事案。〔伍〕53～55簡注⑨参照。

③執濃…地方に置かれた監察官。〔肆〕24～28簡注②参照。

【解說】

「徑請——正規の順序をとびこえた申請——」を禁じ、執法が上申を取り次ぐよう命じた規定。注①に引いた二年律令から推測できるとおり、縣道官から執法を経由することなく、さらに上級へと申請することが禁止されているのであろう。ただし前段を缺き、どのような場合に執法を経由するのが必須となるのか、不明である。

《九一》

它隱除^①、犯令者、坐日六錢爲盜^②、比隸臣不守其所葆職^③。吏令者^④、以請寄^⑤人濃論之。— 91 (1033)

【譯】

…他の隱官・除官人…、令を犯した者は、日ごとに六錢を盗んだものとして罪に問われ、盜罪は任せられた勤めを守らない隸臣になぞらえる。吏の命令した者は、人に請寄した場合の法をもってこれ

を裁く。

【注】

① 隱除・隱官と除官人の略。「隱官」は肉刑を受けた者が赦免され
たときの身分。「除官人」は敘任されて用務のある者を指すか。

〔肆〕151～153簡注⑦、〔肆〕257～261簡注⑦⑧、および〔肆〕268～

270簡注①参照。

② 坐日六錢爲盜・逃亡その他の理由により刑徒が自分の本務を守ら
なかつた場合は、職務を怠つた日數に應じて、一日あたり六錢
（食糧支給を受ける公務服役者の労働は一日六錢に換算された）を盜
んだものとして處罰された。〔肆〕271～275簡注⑤参照。

隸臣妾・宮隸・收人及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗
作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之、皆與盜
同。〔獄麓〔肆〕17～18、〔柒〕遺漏簡2002〕
徒隸繫城旦舂・居贖責（償）而敢爲人僕・養・守官府及視臣史
事若居隱除者、坐日六錢爲盜。吏令者、耐。〔獄麓〔肆〕271～273〕

③ 所葆職・任せられた仕事。「葆」はまもる、責任を持って請け負
う。

縣所葆禁苑之傅山・遠山、其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、
至秋毋（無）雨時而以繇（徭）爲之。（秦律十八種119～120）

□□□棄去葆職不伐榦職（也）。棄去菜（葆）職不伐榦□（里耶秦
簡⑨2165+⑨2176）

④ 吏令者・吏の命令により違反が発生した場合、命令を下した吏の

責任が問われることがある。〔肆〕271～275簡注⑦参照。

⑤ 請寄・私事を頼む。

古刑人尙服、今賞人反惑。請寄爲姦〔師古曰、請寄謂以事私相託
也〕、羣小日進。〔漢書〕鮑宣傳）

【解説】

複数の簡からなる条文の末尾とおぼしいが、条文番號は記されな
い。ただしこの簡の文字が78簡の背面に映っており、第一組に屬す
簡であることは間違いない。

先行する簡を抜き、条文の内容ははっきりしないものの、注②に
引いた〔肆〕271～273簡を参照するなら、何らかの公務に服する者が、
別の仕事を行うなどして本務を怠つた場合の處罰規定であろう。罪
を犯した本人は、職務怠慢により一日あたり六錢の損害を官に與え
たとみなされ、その額に應じて盜罪で處罰された。また、その職務
怠慢が官吏の指示によるものであった場合は、當該官吏は公務服役
者を私用に使つたものとされ、「請寄人法」で處斷された。奏讞書
には、官吏が刑徒を「私使」した事例が見える。

●蜀守讞、佐啓主徒。令史冰私使城旦環爲家作、告啓、啓詐
薄日治官府。疑罪。●廷報、啓爲僞書也。（奏讞書54～55 案例
⑨）

《九二》

●工隸臣妾①及工當隸臣妾者②亡、以〔日〕六十錢計之③、與盜同。濃。
其自出毆（也）、減辜一等。 92（1005）

【譯】

●工隸臣妾および隸臣妾に相當する工が逃亡すれば、一日あたり六十錢として計算し、盜罪と同じ法を適用する。自ら出頭すれば、罪一等を減ずる。

【注】

①工隸臣妾・「工」は、各種の技能を持つ職人、技術者。〔肆〕7、9簡注①参照。「工隸臣妾」とは、秦律十八種113に見えるような、隸臣妾とされたものの何らかの技術（「巧」）を有し、工として服役する者を指すのだろう。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵（秦律十八種155～156）

佐弋隸臣・湯家臣免爲士五（伍）、屬佐弋而亡者、論之比寺車府。內官・中官隸臣妾・白祭以巧及勞免爲士五（伍）・庶人・工・工隸隱官而復屬內官・中官者、其或亡□□論之比寺車府。（嶽麓〔肆〕7～9）

②工當隸臣妾者・元々工人で、罪を犯して隸臣妾刑に相當する者のことか。一方で、より廣範な「工隸臣妾相當の者」を指すのではないか、という意見も出た。【解説】参照。

其子有罪當城旦舂・鬼薪白祭以上、及爲人奴婢者、父母告不孝、勿聽。（二年律令35～36）

③以六十錢計之…一日あたり六十錢として計算すること。次に引いた嶽麓〔肆〕遺漏簡2002には「以日六十錢計之」とあり、こ

こでは「日」字を脱していると解釋した。

工隸臣妾及工當隸臣妾者亡、以日六十錢計之、隸臣妾・宮隸・收人（嶽麓〔肆〕遺漏簡2002）

及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之、皆與盜同灋。（嶽麓〔肆〕17～18）

【解説】

技術者として就勞する刑徒が逃亡した場合、逃亡日數に60錢を乗じ、それと同額の贓罪を犯したものとして裁かれた。注③に引いた嶽麓〔肆〕遺漏簡が本條文と類似し、さらにそれが〔肆〕17～18に續くという指摘もある（周海鋒『嶽麓書院藏秦簡（柒）初讀』簡帛網二〇一三年七月八日）。

工隸臣妾及工當隸臣妾者亡、以日六十錢計之。隸臣妾・宮隸・收人（2002）及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐（〔肆〕17）更日、日六錢計之、皆與盜同灋。（〔肆〕18）

遺漏簡（2002）の下部には大きな空白があるものの、内容は、確かに連續して讀めば意味が通る。そうであるなら、「工當隸臣妾者」は後半の「諸當隸臣妾者」と對應し、「工隸臣妾と同様の扱いを受ける者」——例えば隱官工——を廣く指している可能性も残る。

《九三〇九四》

●制詔御史、聞反者^①子年未盈十四歲^②、有辜爲城旦舂者、或嬰兒毆(也)、尙抱負^③及纒(纒)能行^④、縣官 93 (1003) 卽皆令衣傅城旦舂具^⑤、其勿令衣傅之。丞相御史請、諸年未盈十四歲而有辜爲城旦舂者 94 (0898+C10-4-13+C10-3-14+C10-4-9-2)

【譯】

●御史に制詔する。聞くところでは、反亂を起こした者の子で、十四歳未滿だが、罪に觸れて城旦舂となる者は、中には嬰兒もおり、なお抱きかかえられる、およびようやく歩けるようになった者でも、官府はただちに、彼らにいずれも城旦舂の衣服や刑具を身につけさせている、とのこと。これを身につけさせてはならない。丞相・御史が申請するに、およそ十四歳未滿で罪に觸れて城旦舂となる者…

【注】

①反者…反逆者の類か。〔伍〕72簡注②参照。

②年未盈十四歳…十四歳未滿を基準として、法律上の扱いが異なる事例は他にも見られる。〔肆〕196簡注①参照。

■亡不仁邑里・官、母以智(知)何人毆(也)、中縣道官詣咸陽、郡【縣】道詣其郡都縣、皆毆(繫)城旦舂。傅作倉苦(苦)、令春勿出、將司之如城旦舂。其小年未盈十四歳者傅作、事之如隸臣妾然。(嶽麓〔肆〕24~26)

道徼中蠻夷來誘者、黥爲城旦舂。其從誘者、年自十四歳以上耐爲隸臣妾、奴婢黥顏(顏)頰、異其主。(嶽麓〔肆〕102)

③抱負…抱いたり背負ったりすること。

子昂、字叔雅、有孝義節行。初、德被病數年、昂俯伏左右、衣不緩帶。及處喪、毀瘠三年、抱負乃行。(〔後漢書〕鮑永列傳)

④纒能行…「纒」は、やっと、ようやくの意。嬰兒がようやく歩けるようになった状態のことを指す。

然而位不過侍郎、擢纒給事黃門。〔師古曰、纒、淺也、言僅得之也。纒音才。〕〔漢書〕揚雄傳下)

⑤衣傅城旦舂具…城旦舂が着用すべき衣服と刑具を身につけること。司空律曰、城旦舂衣赤衣、冒赤氈、枸櫞杖之。諸當衣赤衣者、其衣物毋(無)小大及表裏盡赤之、其衣裘者、赤其裏、〔而〕反衣之。仗城旦勿將司、舂城旦出繇(徭)者、毋敢之市及留舍闔外、當行市中者、回、勿行。〔嶽麓〔肆〕167~168〕

城旦舂衣赤衣、冒赤氈(氈)、枸櫞標杖之。仗城旦勿將司。其名將司者、將司之。舂城旦出繇(徭)者、毋敢之市及留舍闔外。當行市中者、回、勿行。城旦舂毀折瓦器・鐵器・木器、爲大車折輦(縣)、輒治(答)之。直(值)一錢、治(答)十。直(值)廿錢以上、孰(熟)治(答)之、出其器。弗輒治(答)、吏主者負其半。司空(秦律十八種147~149)

【解説】

幼少の子供には、城旦舂の衣服や刑具の着用を免除するよう命じた制詔の一部。皇帝からの下命を承けて、丞相・御史が具體的な年齢基準や措置を提案しているのだろうが、その提案部分は後段を缺き、詳細は不詳。

なお、94簡の下端は左半を缺くが、謝明宏はその部分に残簡(C10.3-14-4+C10.4-9-2)が接合し、字畫が補われるのを指摘する(謝明宏『嶽麓書院藏秦簡(柒)』試綴(七)「簡帛網二〇二二年七月二二日」)。

《九五〜九六》

●諸宮室：垣及衛道垣^①有鹵^②淳濕^③者、輒稍善^④（繕）治^⑤之、有以不繕^⑥（繕）治^④之故、壞敗^⑤厭殺^⑥人、匠辨長^⑦皆
95 (C10.1-5-5+C10.1-12-2+C8.7-1+C8.3-3+2156)
□□令史貲各二甲、廢。其壞及傷人^⑧、匠辨長贖^⑧
96 (1133+1129-2)

【譯】

●およそ宮室：垣および衛道垣のなかに、鹽類がしみ出ているものがあれば、そのつど少しずつこれを修繕し、修繕しなかつたために、壞れて人を壓殺したら、匠辨長はいずれも…：令史はそれぞれ貲二甲とし、出仕を禁止する。壞れたら、および人を傷つけたら、匠辨長は贖…

【注】

①衛道垣：詳細は不明だが、宮室（の垣）と並置されているようであり、それに類する特別な垣、たとえば甬道を守る外壁の類か。
●諸爲宮室：官府・寺舍及長垣・大土功者、已成、輒各以其地執（勢）稱議爲汧・演・渠・隄・衛・衝以備水。（嶽麓〔陸〕114）
築甬道、自咸陽屬之。「應劭云、謂於馳道外築牆、天子於中行、

外人不見。」（『史記』秦始皇本紀）

②鹵淳濕：土壁に水分が沁み込み、水中や土中の鹽類が表面にあらわれることか。「鹵」は鹽類。「淳」は典籍史料に「淳鹵」が見え、さまざまに解釋されるが、ここでは睡虎地日書の用例から、濡れる、湿るの意、すなわち「濕」と同じような意味だと解釋した。土壁から鹽が吹き出し、鹽漬けのようになった状態を言うのであろう。

鹵、西方鹹地也。（『說文解字』十二篇上）
表淳鹵。「注、淳鹵、垆薄之地、表異輕其賦稅。會箋、淳、漬也、詩箋、渥、淳漬也。地漬於水、不可得而耕。」（『春秋左氏傳』襄公二十五年）

若山林藪澤原陵淳鹵之地「晉灼曰、淳、盡也、舄鹵之田不生五穀也」、各以肥磽多少爲差。（『漢書』食貨志上）
其上旱則淳、水則乾。（日書甲種38〜39）

③輒稍善（繕）治：その都度少しずつ修繕すること。「善」は「繕」に通じる。

縣所葆禁苑之傳山・遠山、其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、至秋毋（無）雨時而以繇（徭）爲之。（秦律十八種119〜120）

④善（繕）治：整理小組は「善（善）」とするが、「繕」に通じると見るべきである。

⑤壞敗・壞すこと。破壞すること。
乃者河南・潁川郡水出、流殺人民、壞敗廬舍。（『漢書』哀帝紀）

天田 塙陸壞、敗不作治

☐戸關戍不調利

鼓一母 天田不耕畫不鉏治（敦煌漢簡 DJF52）

⑥瘵殺・「瘵」は「壓」に読み替えられる。「壓殺」は押しつぶして死なせること。

斃然而雷擊之、如牆厭之。「楊注、厭、讀爲壓。」（荀子『彊國』）

傳十餘家、至宜陽、爲其主入山作炭、（寒）「暮」臥岸下百餘人、岸崩、盡壓殺、臥者、少君獨得脫、不死。（『史記』外戚世家）

⑦匠辨長・「匠」は土木工事を擔當する技術者。「辨長」は不詳だが、「辨」が「分擔」の意であれば、建造物を修繕する際の、分擔ごとの責任者のことか。

上之所興、其程攻（功）而不當者、如縣然。度攻（功）必令司空與匠、度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇（徭）徒計。繇（徭）律（秦律十八種123～124）

官各有辨、非其官事勿敢爲、非所聽勿敢聽。（二年律令216）

⑧贖・本來は何らかの刑罰を財物その他で購うこと。「肆」1～2簡注③参照。

【解説】

95簡冒頭の「●諸宮室：垣及衛道垣」は、謝明宏の綴合に従った釋文である（謝明宏『嶽麓書院藏秦簡（柒）』試綴（二十三）簡帛網二〇二二年九月二七日）。「●諸宮室」と「垣及衛道垣」との間には簡の殘缺があり、同一の簡とは斷言しにくい、「垣及衛道垣」と「有

…」とは直接繋がり、それにより「有」の字劃が補われる。ひとまずこの復原案に従った。また、96簡も簡の前半を缺き、95簡から續くのか定かでないが、兩方の簡にいずれにも「匠辨長」が見え、また文脈においても矛盾は生じないので、暫く同一條文を構成する簡として譯出した。

内容は、牆壁の補修・管理に關する條文。牆壁の表面に鹽類がしみ出している場合は、その箇所をこまめに修繕すべきことが規定される。それを怠り、倒壊した牆壁により人が壓殺された場合と、單に倒壊した、もしくは人を傷つけるに止まった場合とに分けて、科罰が定められているのであろう。

《九七》

官^①及宮齋夫^②・吏主者^③、貲各二甲、令・丞・令史各一甲。

97 (113)

【譯】

…官および宮齋夫・擔當官吏は、それぞれ貲二甲、令・丞・令史はそれぞれ貲一甲とする。

【注】

①官・整理小組は簡頭に「縣」を補うが、簡の長さから考えると、簡頭に文字は入らない。李美娟『嶽麓書院藏秦簡（伍）』札記（簡帛網二〇一八年五月一九日）参照。

②宮齋夫・宮室等の建造物の管理や、修繕に關わる擔當者か。一方

で、「官畜夫・吏主者」という組み合わせが一般的であることから、「官」は「官」の誤字ではないかという意見も出た。

③吏主者…主管者、擔當者のこと。〔肆〕54～59簡注⑭參照。

【解説】

整理者は96簡と97簡との間に缺簡を想定しておらず、95簡から97簡までが同一條文を構成すると見ているようである。原簡番號が近く、その可能性は十分に考えられるものの、いささか決め手に缺け、暫く別々に譯出した。

《九八》

■廷内史郡二千石官共令 ●第庚 ●今壬 98 (1131)

【譯】

■廷内史郡二千石官共令 ●第庚 ●今壬

【解説】

本簡は、〔肆〕353から〔伍〕98へ配置を改められた。〔肆〕353簡參照。

《九九》

□ 第丁^① 戊^② 己^③ 庚四篇^④ 99 (1134)

【譯】

…第丁・戊・己・庚四篇

【注】

①丁…原釋は「甲」であるが、圖版により改めた。

②第丁戊己庚四篇…干支によつて付けられた律・令の篇名。〔肆〕280簡注①參照。

【解説】

〔伍〕第一組（廷内史郡二千石官共令）の「第己」「第庚」と〔陸〕第一組（同「第丁」「第戊」）が、元來は同一の冊書を構成しており、それに附けられた標題簡が本簡であったと考えられる。『嶽麓書院所藏簡《秦律令（臺）》譯注』所載の官宅論文參照。

第二組

《一〇〇～一〇二》

●令日、制書^①下及受制^②有問議^③者、皆爲簿（簿）^④、署初到初受所^⑤及上年日月・官別留日數^⑥、傅^⑦留狀^⑧、與對（對）^⑨皆（皆）上。不從令、貲一甲。 ●卒令^⑩乙五 100 (1679 + 1673) 101 (1667)

【譯】

令。制書が下つたり、制を受けたたりして、問い合わせや討議を行

う場合、いずれも簿を作成し、初めて届いたり初めて受領したりした地点、およびたてまつった年月日、官ごとの停留日数を書き込み、停留の状況を附記し、對とともにたてまつれ。令に従わなければ、賞一甲。

●卒令乙五

【注】

①制書…皇帝の下す文書の一つ。「肆」194～195簡注②参照。

②受制…皇帝の命令を受けること。「伍」56～58簡注②参照。「制書下」が傳送されてきた文書による命令であるのに對し、「受制」は使者による口頭での命令など、それ以外のケースを指すか。

●廿六年四月己卯丞相臣狀・臣絳受制相（湘）山上。（嶽麓「伍」56）

③問議…問は問い合わせ、議は討議。ここでは皇帝からの指示をうけて、関連機關に問い合わせたり、討議を行ったりすること。

整理者は「問議」二字で「徵詢」とするが、秦漢簡牘讀書會は「問議」は二語で、「問」は「詢問」、「議」は「討論」に意味の重點があるとする（武漢大學簡帛研究中心秦漢簡牘讀書會「嶽麓書院藏秦簡（伍）讀札（三）」簡帛網二〇一八年四月三日）。

廿六年後九月壬酉朔甲戌、□官守衷敢言之。令下制書曰、上□□受乘車・馬・僕・養・走式八牒、放（仿）式上屬所執法。毋當令者、亦言、薄留日。●問之、毋當令者。薄留一牒□。【敢】言之。（正）

後九月甲戌水下□□以來／逐半 趵手（背）（里耶秦簡⑨1857）

④皆爲簿…里耶秦簡には、文書停留の記録として「薄（簿）留」の語が見える。注③⑤に引いた里耶秦簡も参照のこと。

廿八年九月戊朔癸亥、貳春鄉守崎敢言之。廷下平春君居段舍人南昌平智大夫加護書曰、各謙（廉）求其界中、得弗得、亟言、薄留日。今謙（廉）求弗得、爲薄留一牒下。敢言之。（里耶秦簡⑨2315正）

⑤初到初受所…初めて届いたり初めて受領したりした地点。「制書下」の場合は「初到」、「受制」の場合は「初受」の地点が記録されたのだろう。

一方で、「留日数」を算出するために記録すべきなのは、「地点」ではなく「時間」であるから、この箇所の「所」は衍字であり、「初到初受、および上つるの年月日」が記録されたのではないか、という意見も出た。だが本條文と同文である〔陸〕215～216にも「所」字があり、衍字と見るのはやはり難しい。

卅一年七月辛亥朔甲子、司空守□敢言之。今以初爲縣卒斲死及傳樞書案致、母應（應）此人名者。上眞書。書癸亥到、甲子起、留一日、案致問治而留。敢言之。（里耶秦簡⑧648）

書廿八年四月庚辰到、壬午起、留二日。護求□（⑧944+⑧1646）書卅二年三月辛巳到田官、即起不留。（⑨300）

書廿八年六月乙未到、丙申起、留一日。具問而留。（⑨748）

⑥官別留日数…官ごとの停留日数。「別」は「ごと」の意。注⑤に引いた里耶秦簡も参照のこと。

於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭室屋、而邑別居之。（史記周本紀）

建昭四年四月辛巳朔庚戌、不侵候長齊敢言之。官移府所移郵書課
舉曰、各推辟部中。牒別言。會月廿七日。（居延漢簡 EP1TS:83）

⑦傳・整理者は「傳」と釋すが、寫真からは判讀できず、一方で本
條文と同文である〔陸〕215～216では、明らかに「傳」と書かれ
る。ひとまず「傳」と釋し、「留まれる日數を署し、留狀を
傳し」と讀んだ。だが「署」狀——の狀を署す——とい
う構文が法律條文にはしばしば現れる（〔肆〕347～349簡注⑧）。整
理者が或説として述べるのとおり、〔陸〕215～216の「傳」は「傳」
の誤字で、「傳留の狀——傳送中に文書が滯留した事情——
を署し」と讀むべきだという意見も出た。

⑧留狀・文書が停留した事情。注⑤に引いた里耶秦簡の「案致問治
而留」「具問而留」などがそれに當たるだろう。

⑨對・上行文書の一つ。回答文書。

是時誼年二十餘、最爲少。每詔令議下、諸老先生未能言、誼盡爲
之對、人人各如其意所出。諸生於是以為能。（〔漢書〕賈誼傳）
上策詔諸儒、制曰：弘對曰：臣弘愚戇、不足以奉大對。時對者百
餘人、太常奏弘第居下。策奏、天子擢弘對爲第一。（〔漢書〕公孫弘
卜式兒寬傳）

●諸上對・請・奏者、其事不同者、勿令同編及勿連屬、事別編之。
（嶽麓〔伍〕112）

●制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒牘數。節（卽）不具而卻、復
上者、令其牒牘毋與前同數。以為恆。●廷卒乙（嶽麓〔伍〕185）

⑩卒令・卒は卒に通じ、律令彙集の意か。嶽麓〔伍〕の卒令には郵
書の遞送、上奏文の書式や上奏に利用する簡牘の形狀などに
いての規定も見られる。『嶽麓書院所藏簡《秦律令（壹）》譯
注』考證篇「廷丙史郡二千石官共令」參照。

【解説】

皇帝からの指示を受けて問い合わせや討議を行い、結果を「對」
として回答する場合の手續きについて規定する。本條文と同内容の
簡が嶽麓〔陸〕にも見える。

●制書下及受制有問議者、皆爲薄（簿）、署初到初受所及上年
日月・官別留日數、傳留狀、與對（對）皆上。不從令、貲一
甲。●卒令乙五（嶽麓〔陸〕215～216）

回答に際しては、當初指示を受けた場所と報告した日付、および當
該の官署に文書が留まっていた日數とどのように時間が必要であつ
た事情とが記録され、回答文書とともに提出された。ただし注⑤で
述べたとおり、「初到初受所」の解釋をめぐっては疑問が残る。一
方で、注④⑤などに引いた里耶秦簡は、文書の到着・發送の日付、
停留の日數等を記したものであり、本條文を理解するうえで参考に
なる。

《一〇二》

●令曰、御史・丞相・執濃以下有發徵①及爲它事、皆封其書、毋以
傲（傲）②。不從令、貲一甲。●卒令乙八 102 (1877)

のを禁じた規定とする解釋とを示している（武漢大學簡帛研究中心秦漢簡牘書會「《嶽麓書院藏秦簡（伍）》讀札（三）」簡帛網二〇一八年四月三日）。

なお、本條文もほぼ同内容の簡が嶽麓〔陸〕に見える。

● 御史・丞相・執濃以下有發徵及爲它事、皆封其書、毋以徼〔徼〕、不從令、貲一甲。 ● 卒令乙八 ● 令辛（嶽麓〔陸〕 217）

《一〇三～一〇四》

● 令曰、諸傳書、其封毀^①、所過縣官【軛復封以令・丞印】^②、封總^③解、軛纏而封其上、毋去故封。不從令、貲丞・令・【^④】

史一甲。 ● 卒令乙十一

103 (1755)
104 (1772)

【譯】

令。およそ傳書は、その封が損壞すれば、經由するところの官府はそのつど、令・丞の印で封印しなおし、封の結びが解けていれば、そのつど結んでその上から封印し、もとの封を取り除いてはならない。令に従わなければ、丞・令・令史は貲一甲。 ● 卒令乙十一

【注】

① 封毀：封が損壞すること。

書以縣次傳、及以郵行、而封毀、過縣軛劾印、更封而署其送徼〔徼〕曰、封毀、更以某縣令若丞印封。（二年律令275）

恆署三封。□署：遷陵以郵行。□

卅三年十月丙子夜水下三刻、□封□（毀？）、以洞庭候丞印更封□

□（正）

十月庚寅旦、過充都郵。十一月辛卯旦食時、過南陽鄉。□

十一丙申日入、過盈夷鄉。□（背）（里耶秦簡⑨ 2345）

② 軛復封以令・丞印：この部分は、その前後も含めて墨跡がほとんど見えないが、整理者は本簡とほぼ同内容の嶽麓〔陸〕 218～219 に據って文字を補っている。

● 諸傳書、其封毀、所過縣官軛復封以令・丞印。封總解、軛纏□而封其上、毋去故封。不從令、貲丞・令・令【史一甲】。卒令乙十一（嶽麓〔陸〕 218～219）

③ 纏：繩などで縛った状態、また繩などで縛ること。

纏、繞也。〔說文解字〕十三篇上）

：纏：、束也。〔廣雅〕釋詁）

纏、纏繞物也。〔廣韻〕去聲卷第四）

卓所得義兵士卒、皆以布纏裹、倒立於地、熱膏灌殺之。〔後漢書〕董卓傳）

令縣及都官取柳及木槩〔柔〕可用書者、方之以書、毋〔無〕方者乃用版。其縣山之多莽者、以莽纏書、毋〔無〕莽者以蒲、蘆以桌箭〔槩〕之。各以其樺〔獲〕時多積之。〔秦律十八種 131～132〕

④ 【^④】：整理小組注は、「令」字の下は殘缺しているが、重文符號があるべきだと指摘する。これに従った。〔陸〕 218～219の彩色圖版では重文符號が確認できる。

【解説】

文書の遞送中に封泥が壊れたり、文書を縛り、封印の押されていた縄の結び目が解けたりした場合について規定する。注②に引用したとおり、ほぼ同内容の簡が獄籠〔陸〕に見える。関連する漢代の規定や実例が、注①に引いた二年律令以外にもいくつか存在し、封泥が壊れていた場合は「旁封」することになっていったことなどが分かる。

毀封、以它完封印之、耐爲隸臣妾。(二年律令16)

毀封、以它完封印之、耐爲隸臣妾。(漢律十六章11)

☐一封、張掖大守章。詣府。●一封、封破、張尊爲旁封。

☐一封、張掖都尉章。詣府。詣居延。

☐一封、不可知。詣居延千人彭君治所。(居延漢簡EPC24 第二欄略)

二、張掖騎司馬行大守事、詣居延都尉。三年正月甲午起、閏月

己酉起、一旁封。…(中略)… ●一、封破、蒲繩解隨。…(後

略)…(肩水金關漢簡73EJF3.41A+77A)

《105》

令曰①、上事②、散(刪)書③取急④用者上、勿謂刺⑤。不從令、賞一

甲。●卒令乙廿三 105 (1876)

【譯】

令。事柄をたてまつるには、抜き書きにしたうえで要點を取りあげてたてまつり、刺と呼んではならない。令に従わなければ賞一甲。 ●卒令乙廿三

【注】

①令曰…整理者は「●令曰」とするが、圖版では簡頭に黒丸は確認できない。

②上事…なんらかの事柄を上申すること。

留弗行、徵□論之、吏與徒偕、有所繇(徭)使上事、令(獄籠〔陸〕265)

九人。與吏上事守府。(里耶秦簡⑧881)

③散書…「散」は「刪」に通じ、抜き書きすることか。

其一事而過百牒者、別之、毋過百牒而爲一編。必皆散(刪)取其

急辭(辭)、令約具別白易(易)智(知)毆(也)。(獄籠〔伍〕112)

故刪取其要、歸正道而論之。(『史記』司馬相如列傳)

漢興、張良・韓信序次兵法、凡百八十二家、刪取要用、定著三十

五家。(『漢書』藝文志)

孔子刪書、別爲之序、各陳作者所由。(『隋書』經籍志)

④急用…「急」は「要」に同じ。要點。

漢興、張良・韓信序次兵法、凡百八十二家、刪取要用、定著三十

五家。(『漢書』藝文志)

⑤刺…整理小組は「一種文書」とする。【解説】も参照のこと。

今皇后有所疑、便不便、其條刺、使大長秋來白之。〔師古曰…刺、謂書之於刺板也。〕〔漢書』外戚傳下〕
書稱刺書、以筆刺紙簡之上也。又曰、到寫、寫此文也。畫姓名於

奏上曰畫刺。作再拜起居、字皆達其體、使書盡邊、徐引筆書之如畫者也。〔釋名〕釋書契)

●永光三年盡建昭元年三月食月別刺、(居延漢簡142・32A)

●陽朔三年三月乙未從史霸出奉刺、(居延漢簡190・21A)

建昭元年三月過書刺、(居延漢簡317・3)

臨木燧建始二年二月郵書刺、(居延漢簡EPT51・391)

【解説】

本條文は、なんらかの事柄を上申する際、要點の抜き書きを作成して提出するよう命じた規定。本條文とほぼ同内容の簡が嶽麓〔陸〕に見える。

上事、散書取急用者上、勿謂刺、不從令、貲一甲。●卒令乙廿

三(嶽麓〔陸〕220)

だが、抜き書きの作成と「勿謂刺」とがどう結びつくのか判然とせず、全體で何が規定されているのかは不詳である。

注⑤に引いたとおり、居延漢簡などには上申に用いられた文書として「刺」が見え、李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』では名刺・入官刺・稟食月別刺・出俸刺・表火出入界刺・郵書刺などの存在が指摘される。本簡の「刺」も、まずは文書の一種を指すと考えられるが、なぜ抜き書きを「刺」と呼ぶことが禁止されているのか、わかりにくい。また、「刺」には「xue」を「採取する」といった字義もあるもので、この「刺」が文書の名稱ではない可能性も残る。

本條文が抜き書きの作成を指示しているのは間違いないが、それが上申文書に添付されたのか、それとも文書のなかに書き込まれたのか、という点もはっきりしない。そうした抜き書きの提出方法と「勿謂刺」が関連している可能性も考えられる。

《一〇六》

●令曰、諸所上而爲令、詔曰可、皆以書下日^①定其奏日^②下之^③。其當以時^④下、各以下時定之。●卒令乙廿九^⑤ 106 (1907)

【譯】

令。およそ上奏して令にしようとしたものが、詔して可とされたならば、いずれも詔書の下達された日を「奏日」と定めて下達する。然るべき時に下達するのに當たるものも、それぞれ下達した時をその「奏日」と定める。●卒令乙廿九

【注】

①書下日…詔書が下された日付。詔敕やその體裁をとどめた法律條文では、「制曰可」の後に、下された日付が書き添えられる場合がある。

九十 丞相・御史請、外郎出爲吏者以補三百石。●制曰可。●高

皇后時八年八月丙申下。(功令18)

虎符令。制曰可。孝文皇帝三年七月庚辰下。凡六十六字。(居延漢

簡332・9+179・5)

②奏日…上奏の日付。詔書で定められた命令の發效日となる。ここでの「奏」は上奏文を皇帝へと差し出すことだろう。

奏、奏進也。〔說文解字〕十篇下)

●新律令下、皆以至其縣・都官廷日決。故有禁、律令後爲舉名及減益舉者、以奏日決。●卒令乙卅二(嶽麓〔伍〕107)

③以書下日定其奏日下之…整理小組は「皆以書下日定、其奏日下

之」と断句するが、陳偉（《嶽麓書院藏秦簡〔伍〕》校讀〔續〕簡帛網二〇一八年三月一〇日）に従い、句點を改めた。

④以時・然るべき時に。一定の時間をおいて。

斧斤以時入山林、材木不可勝用也。（『孟子』梁惠王上）

田典更挾里門籥（籥）、以時開。（二年律令305）

⑤九・原釋文は「七」とするが、齊繼偉「讀《嶽麓書院藏秦簡〔伍〕》

札記（二）」（簡帛網二〇一八年三月九日）に従い、「九」に改めた。

【解説】

「奏日」の決定についての規定。注②で引いた〔伍〕107簡に見られるとおり、「奏日」は規定が發效する日付として重要だが、中央から頒布される詔敕には、その日付が書かれないこともある。例えば居延漢簡の「元康五年詔書冊」。

御史大夫吉昧死言。丞相相上大常昌書言、大史丞定言、元康五年五月二日壬子日夏至。宜寢兵、大官抒井、更水火、進鳴雞。

謁以聞、布當用者。●臣謹案比、原泉御者・水衡抒大官御井、中二千石・二千石令官各抒。別火（10・27）

官先夏至一日、以除隧取火、授中二千石・二千石官在長安・雲陽者、其民皆受。以日至易故火。庚戌寢兵、不聽事、盡甲寅五日。臣請布。臣昧死以聞。（5・10）

制曰可。（332・26）

元康五年二月癸丑朔癸亥、御史大夫吉下、丞相、承書從事、下當用者、如詔書。（10・33）

二月丁卯、丞相相下車騎將軍・將軍・中二千石・二千石・郡大

守・諸侯相、承書從事、下當用者、如詔書。少史慶・令史宜王・始長。（10・8 以下略）

ここには「奏」の日付がないが、御史大夫が丞相に「下」した日付は記される。この日付——「書下日」——が「奏日」と見なされ、ひいては規定の發效日となったのだろう。次の乙瑛碑の詔敕には「奏」の日付も記されているが、これも實のところ、「書下日」を「奏日」とする原則に従い、實際の上奏の日付とは關係なく、意圖的に定められたものなのかもしれない。

司徒臣雄・司空臣戒、稽首言、：臣雄・臣戒、愚戇誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪、臣稽首以聞。制曰可。元嘉三年三月廿七日壬寅、奏雒陽宮。

元嘉三年三月丙子朔、廿七日壬寅、司徒臣雄・司空臣戒下魯相、：（乙瑛碑〔漢代石刻集成〕）

一方、『史記』三王世家に引かれた詔敕では、最後の上奏と、それが皇帝に裁可されて「下」された日付とが異なる。

太僕臣賀行御史大夫事昧死言。：。臣昧死請。制曰、立皇子闕爲齊王、且爲燕王、胥爲廣陵王。四月丁酉、奏未央宮。六年四月戊寅朔癸卯、御史大夫湯下丞相、丞相下中二千石、二千石下郡太守・諸侯相、承書從事下當用者。如律令。（『史記』三王世家）

これについては、①本條文は、御史大夫の手に渡った制詔に實際の「奏日」が明記されていない場合の、特別規定なのではないか、という意見と、②三王世家の記事の方が特殊な例で、通常は「書下日」奏日」として體裁が整えられる原則だったのではないかと、という意見とが出た。

條文後段の「其當以時下」以下は、書を下すべき時期が決まっているために、實際の上奏・裁可の後、一定の時間が経過してから下

さねばならない場合の附帯規定。その場合もやはり、「書下日」を「奏日」として扱うこととされる。

本条文はひとまずこのように解釋できるが、不明確な點も残り、詔敕史料の増加を待つて、さらなる検討が必要だろう。

《107》

●新律令下、皆以至其縣・都官廷^①日決。故有禁^②、律令後爲舉名^③、及減益舉者、以奏日^④決。●卒令乙卅二

107 (1088)

【譯】

新たに律令が下達されれば、いずれもその縣廷・都官廷に到達した日をもって確定する。従來禁令があり、律令が後に刑名を定めた場合、および刑を増減させた場合は、奏日に基づいて確定する。

●卒令乙卅二

【注】

①縣・都官廷・縣、及び都官の長官の治所。

②禁…なんらかの行動・活動を禁じた法令か。【解説】も参照のこと。

將軍禁令與律相繆、軍已歸而相捕告毆（也）、皆以律購賞之。（嶽麓〔陸〕75）

③舉名…犯罪に對して、法律に規定されている刑罰。

所避毋罪名、罪名不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。（二年律令

15）

④奏日…上奏の日付。（伍）106簡注②參照。

【解説】

新しい律令が發效する日付について規定する。本条文と同内容の簡が嶽麓〔陸〕に見える。

●新律令下、皆以至某縣都官廷日決。故有禁、律令後爲舉名、及減益舉者、以奏日決。●卒令乙卅（嶽麓〔陸〕221）

通常は各官府に律令が到達した日を發效日とするが、刑罰を定めたり増減させたりする律令であれば、「奏日」が發效日となった。なお、條文中の「故有禁、律令後爲舉名…」をめぐっては、①「禁」

は律令以外の禁令（例えば「將軍の禁令」）のことであり、そこでの罰則が、後に律令で明確に規定される場合をいうのだという解釋と、

②「禁」は律令をも含み、以前は罰則が法律に明記されていなかったものの、新たな律令でそれが規定された場合を言うのだという解釋とが出た。後者の解釋は、

百姓居田舍者毋敢酺（酺）西（酒）、田嗇夫・部佐謹禁御之、有不從令者有舉（罪）。田律（秦律十八種12）

黔首居田舍者毋敢醢（醢）酒、不從令者遷（遷）之。田嗇夫・吏・吏部弗得、賈各二甲、丞・令・令史各一甲。（嶽麓〔肆〕15）

のように、單に「有罪」とのみあった規定が、刑罰名を明記したものとへと變化しているケースを念頭に置いたものである。

《一〇八》

●恆署書^①皆以郵行^②。 ●卒令丙二 108 (1173)

【譯】

恆署書はいずれも郵によって移送する。 ●卒令丙二

【注】

①恆署書…秦代の官文書の一つ。〔肆〕196注③、及び解説参照。

□□下恆署書日事不參

□【謝】手。(里耶秦簡⑧1073)

恆署書二封

卅四年三月□(里耶秦簡⑨1600)

②以郵行…郵を用いて移送する。

●行書律曰、傳行書、署急輒行、不輒行、賞二甲。不急者、日齿(畢)。留三日、賞一盾。四日【以】上、賞一甲。二千石官書不急者、毋以郵行。(嶽麓〔肆〕192~193)

●行書律曰、縣請制、唯故徹外盜、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。(嶽麓〔肆〕197)

【解説】

「恆署書」の遞送方法についての規定。それが郵を用いて送られたことは分かるが、肝心の「恆署書」「恆書」が如何なる文書なのか、詳細は不明である。

《一〇九～一一〇》

●令曰、書當以郵行^①、爲檢^②令高可以旁見^③印章^④、堅約^⑤之、書檢上應署^⑥、令并負以疾走^⑦。不從令、賞一甲。 ●卒 109 (1162)
令丙三 110 (1169)

【譯】

令。郵によって移送するのに相當する文書は、檢を作成して印章を傍らから見る事ができる高さにし、これを固く縛り、署と對應するように檢の上に書き、共に背負つて疾走させる。令に従わなければ、賞一甲。 ●卒令丙三

【注】

①書當以郵行…文書には郵を用いて移送すべきものと、それが禁じられていたものがあつた。〔伍〕108簡注②参照。

②檢…封檢。封印のために用いられる、封泥匣のある木札。

檢、禁也。禁閉諸物、使不得開露也。(〔釋名〕釋書契)

簡、札、檢、署、槩、牘、家。〔師古注、檢之言禁也。削木。施於物上、所以禁閉之、使不得輒開露也。〕〔急就篇〕第四章)

③旁見…傍らから見る。あるいは、誰の目にもあまねく見える、の意か。

乃使旁告於諸侯、治兵振旅、鳴鐘鼓、以至於宋。(〔國語〕晉語五)

④印章…印鑑、またそこに刻まれた印文。

縣道若屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封櫝樞、以印章告關、

關完封出、勿索（素）。（二年律令卅）

⑤堅約・固く縛る。

善密緻其櫝、以臬堅約、兩敦（櫛）、勿令解絕。（嶽麓〔肆〕365）

⑥署・整理者は〔伍〕Ⅲ簡に附した注において、「封檢の上の、文字を書き込む箇所」とする。ここでの「署」はそうした部分、あるいは封檢とは別に文書に附される、平らな宛名簡のことであらう。

●令曰、封書、毋勒其事於署。書以郵行及以縣次傳送行者、皆勒

…（嶽麓〔伍〕Ⅲ）

●封書、毋勒其事於署。書以郵行及以縣次傳送行者、皆勒書郡名于署、不從令、賞一甲。卒令丙四 重（嶽麓〔陸〕223）

⑦疾走・單に「早く走らせる」ことではなく、郵書の遞送方法を指定する何らかの術語とも考えられるが、詳細は不詳。

☐遷陵。以郵利足行。洞庭。急。（里耶秦簡⑧90）

☐馳行。以急疾爲故。☐（居延漢簡 EPT22: 713）

【解説】

郵で移送する文書の封印方法を規定した條文だが、「爲檢令高可
以旁見印章」「書檢上應署」という部分は難解で、その解釋については陳偉等『秦簡牘整理與研究』（經濟科學出版社、二〇一七）の第一章第二節「檢」與「署」、陳偉「嶽麓書院秦簡行書律令校讀」（簡帛網二〇〇九年一月二二日）、吳方基『新出秦簡與秦代縣級政務運行機制研究』（中華書局、二〇二一）の第二章第二節「里耶秦簡」檢

與「署」などを参照した。封泥上の印文が隠れないように封泥匣の高さを整えること、および「檢」と「署」に書き込む内容が相互に對應していること、などが要求されているのであろうが、それが「令并負以疾走」と如何に関連するのかなどは、なおも不明である。

《一一一》

●令曰、封書^①、毋勒^②其事^③於署^④。書以郵行及以縣次^⑤傳送行者、皆勒^⑥…賞一甲。 ●卒令丙四。

Ⅲ (1141+C71-3-1+C71-6-4+C71-4-1)

【譯】

令。封書であれば、署にその事柄を勒してはならない。郵によつて移送する、および縣から縣へと順次遞送する文書であれば、いずれも…【郡名をその署に勒す。令に従わなければ、賞一甲。 ●卒令丙四】

【注】

①封書・封泥などで文書を封印すること、またそうした文書。

廣時知之、固自辭於大將軍。大將軍不聽、令長史封書與廣之莫府、曰、急詣部、如書。（《史記》李將軍列傳）

有而得所上書、書不封者、勿敢扇（扇〔漏〕）曳（泄）。其封書殿（也）、勿敢發☐☐（嶽麓〔柒〕232）

嶽東曹書一封、承印、詣無陽。●九月己亥水下三刻、☐☐以來。（里耶秦簡⑤22）

②「勒」は石や器物などに文字を彫り込むことを指すが、秦漢時代の簡牘には文字を刻みつけた事例が確認できない。ここで「勒」は、やはり墨で文字を書き込むことだろう。

二世元年、東巡碣石、竝海、南歷泰山、至會稽、皆禮祠之、而刻勒始皇所立石書旁、以章始皇之功徳。(漢書 郊祀志上)

物勒工名、以考其誠。「勒、刻也。刻工姓名於其器、以察其信、知其不功致。」(禮記 月令)

ただし韓國木簡には文字を刻み、そのうえから墨書した事例があり(慶州雁鴨池 207 號木簡)、日本木簡にも少數ながら文字の刻まれた簡が存在する。

③事・事柄。ここでは封書の報告事項を指すのであろう。

上事、散(刪)書取急用者上、勿謂刺。不從令、貲一甲。●卒令

乙廿三(嶽麓〔陸〕 220)

世五年三月庚寅朔辛亥、倉銜敢言之、疏書吏・徒上事、尉府者牘北(背)、食皆盡三月、遷陵田能自食。謁告過所縣、以縣鄉次續食如律。兩留不能投宿齋。當騰騰。來復傳。敢言之。

(里耶秦簡 ⑧ 1517)

④署…封檢のなかの文字を書き込む箇所、ないしは封檢とは別に附される宛名簡。(伍) 109 ~ 110 簡注 ⑥ 参照。

⑤以縣次…縣から縣へと順次。

書以縣次傳、及以郵行、而封毀、□縣□劾印、更封而署其送徹(徹)曰、封毀、更以某縣令若丞印封。(二年律令 25)

⑥「勒」の下で簡が折れている。だが、山簡と同じ内容の簡が嶽麓〔陸〕にあり、おそらくそれを念頭に置いて、嶽麓〔柒〕の「與第五簡拼合」において「●卒令丙四」の文字が見える残簡との接合が想定されている。だが残簡はほとんど左半を欠き、その部分の釋讀は不可能で、また「書郡名于署不從令」の八文字が収まる長さでもなく、接合の可能性は低い。

封書、毋勒其事於署。書以郵行及以縣次傳送行者、皆勒書郡名于署、不從令、貲一甲。●卒令丙四 重(嶽麓〔陸〕 223)

【解説】

注⑥で述べたとおり、本條文とほぼ同文の簡(嶽麓〔陸〕 223)が存在するので、ひとまず「勒」字の下に「書郡名于署、不從令、貲一甲」があったと見て日本語譯を附した。

推測部分も含む全體の内容は、文書遞送に際して、文書の内容に關わる事項を宛名部分に記入してはならない場合や、送付先の所屬する郡名をそこに記入すべき場合について規定したもの。後者については里耶秦簡に、

遷陵以郵行 ●洞庭(里耶秦簡 ⑧ 12)

というような簡が多數現れ、本條文に則って郡名が書かれた宛名簡の實例と考えられる。

なお、整理者の配列に従うなら、前條文(109 ~ 110 簡)には「●卒令丙三」と記されるが、次の「●卒令丙四」は122 簡まで現れない。

《一二二 ~ 一二九》

●諸①上對②・請③・奏④者、其事⑤不同者、勿令同編⑥及勿連屬⑦、

事別^⑤編之。有請^⑨、必物^⑩一牒^⑪、各斃^⑫（徹）^⑬之、令易^⑭（易）智^⑮（知）^⑯。其一事^⑰ 112 (1698)
而過百牒者^⑱、別之、毋過百牒而爲一編^⑲。必皆散^⑳（刪）取^㉑其急辭^㉒（辭）^㉓、令約具^㉔別白^㉕易^⑭（易）智^⑮（知）毆^㉖（也）。其獄奏^㉗毆^㉘（也）、各約爲鞠^㉙

審^㉚、具傳其律令^㉛、各與其當比^㉜編而著^㉝律令下曰、以此當某^㉞、^㉟及具署舉人毆^㊱（繫）^㊲不毆^㊳（繫）。雖同編者、必章^㊴□^㊵ 114 (1712)
之^㊶、令可^㊷別報^㊸・繫卻^㊹毆^㊺（也）。用牘^㊻者、一牘毋過五^㊼行。者、牘廣一寸九分寸八^㊽、 115 (1718)

四^㊾行者、牘廣一寸泰半寸、●三行者、牘廣一寸半寸。●皆謹^㊿調^㊽謹^㊾好浮^㊿書之。尺二寸牘^㊽一行毋過廿六字。●尺 116 (1729)

牘^㊿一行毋過廿二字。書過一章者^㊽、章次^㊾之^㊿、辭^㊽（辭）所當止、皆駮^㊾之^㊿、以別易^㊽（易）智^⑮（知）爲故。書卻、上對而復與卻書及 117 (1731)

事^㊽俱上者、繫編^㊾之。過廿牒、阶^㊿（界）其方^㊽、江^㊾（空）其上^㊿而著^㊽之曰、此以右若左若干牒前對・請若前奏。●用疏^㊽者、如故^㊾。 118 (1722)

不從令及牘廣不中^㊽過十分寸一、皆貲二甲^㊾。 119 (1814)

【譯】

およそ對・請・奏をたてまつる場合は、その事柄が同じでなければ、それらを同一冊書に編綴させたり、連続させたりしてはならず、事柄ごとに分けて編綴する。請であれば、必ず種別ごとに一本の簡を使い、それぞれ並べて、分かりやすいようにさせる。一つの事柄で、その簡数が百本を超える場合は、別に編綴し、百本を超えなければ、一つの冊書にする。必ず要點を選び取り、簡約ながらも要點

を備えていて、區別できて分かりやすいようにさせる。
獄に關する奏であれば、それぞれ簡約に鞠審を作り、律令の條文を詳しく附記し、それぞれその當比と編綴させ、律令條文の下には、「これを以て某某に引き當てる」を書き込み、さらに罪人が拘留されているか否かを詳しく書き込む。同じ冊書に編綴しても、必ず章ごとに、個別に回答したり、まとめて返却したりできるようにさせる。

牘を用いる場合は、一牘あたり五行を超えてはならない。五行書きの牘は幅一寸九分寸八、四行書きは幅一寸泰半寸、三行書きは幅一寸半寸とする。いずれも嚴正に調謹好浮してこれに書く。長さ一尺二寸の牘は一行が二十六字を超えてはならない。長さ一尺の牘は一行が二十二字を超えてはならない。

二章以上の文書の場合は、それを章ごとに並べ、述べるところに區切りをいれるべきであっても、いずれも續けて書き、區別できて分かりやすいことを旨とする。

文書が返卻され、對をたてまつるとき、ふたたび卻書および…と俱にたてまつる場合は、まとめて編綴する。二十本を越えれば、冊書の端に區切りを設け、その上部を空白にしたうえで、「これより右もしくは左の若干本の簡は前對・前請若しくは前奏」と記入する。疏を用いる場合は、元のとおりとする。令に従わなければ、および牘の幅が基準に合致しないことが十分の一寸を超えたならば、いづれも貲二甲。

【注】

①諸・整理小組は「●諸」とするが、圖版からは簡頭の墨點が確認しにくい。

②對…上行文書の一種。回答文書。〔伍〕100～101簡注⑨参照。墨跡は確認しにくい、「對」が「請」などと並置される用例は獄麓簡にいくつか見え、ここでは整理者の釋讀に従った。

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄(簿)、署初到初受所及上年日月・官別留日數、傅留狀、與對(對)皆(借)上。不從令、貲一甲。●卒令乙五(獄麓〔伍〕100～101)

請、自今以來、諸縣官上對・請書者、牘厚母下十分寸一、二行牘厚母下十五分寸一。厚過程者、母得各過其厚之半。爲程、牘牒各一。不從令者、貲一甲。御史上議、御牘尺二寸、官券牒尺六寸。

●制曰、更尺一寸牘牒。●卒令丙四(獄麓〔伍〕120～122)
●制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒牘數。節(卽)不具而卻、復上者、令其牒牘母與前同數。以爲恆。●廷卒乙(獄麓〔伍〕185)

□：若□爲令、有發徵・禁止毆(也)、及【上】對書皇帝、而先以此物告人者、皆黥爲(獄麓〔陸〕76)
其悉意正議、詳具其對、著之于篇、朕將親覽焉、靡有所隱。〔漢書〕公孫弘傳)

③請…上行文書の一種。申請文書。

□卒史、它如律令。 □

臣上請四牒、臣昧(昧)死請。 □ (里耶秦簡⑤59)

廿六年十一月甲申朔壬辰、遷陵邦候守建敢告遷陵主。令史下御史請書曰、自今以來、母(無)傳段(假)馬以使若有吏(事)縣中、及逆傳車馬而以載人・避見人若有所之、自一里以上、皆坐所馬車爲臧(臧)、與盜同瀆。書到相報。今書已到。(里耶秦簡⑤1874A)

自今子首匿父母、妻匿夫、孫匿大父母、皆勿坐。其父母匿子、夫匿妻、大父母匿孫、罪殊死、皆上請廷尉以聞。〔漢書〕宣帝紀)

④奏…上行文書の一種。報告文書。

今獄史觸・彭沮・衷得微難獄、磔臯一人、爲奏十六牒上。(獄麓〔參〕168～169)

●制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒牘數。節(卽)不具而卻、復上者、令其牒牘母與前同數。以爲恆。●廷卒乙(獄麓〔伍〕185)
自今以來、令諸嘗受詔有案行覆治而能中詔以賜者、及雖不身受詔、詔吏之所遣事已、上其奏。受詔有治毆(也)及上書言事、所以爲可而賜者、聞其縣官或卽以其治事用濃律盡極中詔(獄麓〔伍〕327～328)

□□上論奏、守府卻曰 (里耶秦簡⑧1695)

⑤事…ここでは文書で取り扱う事柄を指す。獄麓〔伍〕111簡注③も参照。

⑥同編…編は複数の簡を冊書に編綴することで、同編は同一冊書に編綴することを指す。

編、次簡也。〔說文解字〕十三編上)
出一編書〔師古曰、編謂聯次之也。聯簡牘以爲書、故云一編〕。(漢書)張良傳)

●令曰、縣官□□官(?)作徒隸及徒隸免復屬官作□□徒隸者自一以上及居隱除者、黔首居□及諸作官府者、皆日剪薄(簿)之、上其廷、廷日校案次編、月盡爲取(最)、固臧(臧)、令可案毆(也)。(獄麓〔伍〕251～252)

⑦連屬…整理小組は「接連不斷」と解釋する。一つの事柄を書き終えた後、別の事柄を同じ簡に、續けて書いていくことか。

大治宮室、爲複道、自宮連、屬於平臺三十餘里。（『史記』梁孝王世家）

⑧別…ごとに區別して。整理小組は「分」とする。ここでは事柄ごとに區分することをいう。

於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭室屋、而邑別居之。（『史記』周本紀）

解何。今移舉各如牒。書到、牒別言。（居延漢簡35・22A）

⑨事別編之有請…「事別編之有」の五字は圖版では右側しか見えな
い。また赤外線圖版では「請」のところで簡が折れ、言偏しか
判讀できない状態だが、ここではカラー圖版により釋讀した。

⑩物…整理小組は「具體的事物。物一牒、每一類事物用一牒」とす
る。確かに「物一牒」が「物品ごとに一牒」の意だと解釋しう
る例はあるものの、申請文書に物品名が列擧されるケースが頻
繁にあったとは考えにくく、こうした指示がわざわざ規定され
る理由が分からない。「物」は「類」「事」をも意味するので
（〔伍〕9～11簡注⑩）、ここでは暫く「申請事項の種類」としてと
と解釋した。「一牒」のみを用いるとされているからには、各
事項の要點が記されたのだろう。

●郡獻者、秦守府牒書所璽（齋）、物一牒、上御史。有餘而可獻
者、盡獻之。其不可獻者、（嶽麓〔柒〕14）

辨六馬之屬、種馬一物、戎馬一物、齊馬一物、道馬一物、田馬一
物、駑馬一物。〔鄭玄注、謂以一類相從也。〕（『周禮』夏官・校人）

律曰與盜同法、有（又）曰與同罪、此二物其同居・典・伍當坐之。

（法律答問20）

●諸坐課及坐它物、當爲新地吏若戍故徼、若作官府而欲解爵一級、
以除爲新地吏。（嶽麓〔柒〕87）

⑪牒・三（五行書きの「牘」（本條文注⑫）に對して、一（二行書き
の、相對的に幅の狭い簡牘のこと。一方で、簡牘全般を數える
助數詞としても用いられる。

請、自今以來、諸縣官上對・請書者、牘厚母下十分寸一、二行牒、
厚母下十五分寸一。厚過程者、母得各過其厚之半。（嶽麓〔伍〕120
～121）

●制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒、牘數。節（卽）不具而卻、復
上者、令其牒牘母與前同數。以爲恆。●廷卒乙（嶽麓〔伍〕185）
溫舒取澤中蒲、截以爲牒、編用寫書。〔師古曰、小簡曰牒、編聯
次之。〕（『漢書』路溫舒傳）

簡、牒也。從竹間聲。（『說文解字』五篇上）

卅四年十月戊戌朔辛丑、遷陵守丞說敢言之。上卅三年黔首息
耗八牒。敢言之。（里耶秦簡⑧123+⑧290+⑧530）

條列鄉界方遠授居民占上戶牒分別（走馬樓吳簡・竹簡〔肆〕
4474・56/5）

⑫斲…整理小組は徹に通じ、羅列するの意だとする。暫くこれに従
うが、會讀の席上では貫徹する、すなわち一本の牒に書き切る
という意味ではないかという意見も出た。

●令曰、縣官官（？）作徒隸及徒隸免復屬官作徒隸者自
一以上及居隱除者、黔首居及諸作官府者、皆日斲薄（簿）之、
上其廷、廷日校案次編、月盡爲最（最）、固臧（藏）、令可案毆

(也)。(嶽麓〔伍〕251-252)

⑬易知・分かりやすい。

其與中二千石・二千石・博士及明習律令者議減死刑及可蠲除約省者、令較然易知、條奏。(『漢書』刑法志)

⑭一編・編綴された一つの冊書を指す。用例は西北漢簡に數多く見られる。

元康四年三月戊子朔甲辰望泉隧長忠敢言之候官。謹寫移疾卒爰書一編。敢言之。(居延漢簡255-40)

居攝二年二月甲寅朔辛酉甲渠鄯侯放敢言之。謹移正月盡三月吏奉賦名籍一編。敢言之。(居延漢簡EPT8.1A)

⑮散取・「散」は「刪」に通じ、抜き取ることか。(伍) 105簡注①參照。

●令曰、上事、散、刪書取急用者上、勿謂刺。不從令、貲一甲。(嶽麓〔伍〕106)

漢興、張良・韓信序次兵法、凡百八十二家、刪取要用、定者三十家。(『漢書』藝文志)

⑯急辭・「急」は「要」に同じ。要點、肝要な文辭。

料敵計險、必察近遠・將之道也。必攻不守、兵之急者也。(銀雀山漢墓竹簡「孫臏兵法」威王問)

六曰、聽取予以書契。「注、書契謂出予受人之凡要。凡簿書之最目、獄訟之要辭、皆曰契。」(『周禮』天官・小宰)

⑰約具・簡約ながらも整っていること。後文にも「各約爲鞠審、具傳其律令」とある。

項伯還、具以沛公言告羽。(『漢書』高祖本紀)

⑱別白・整理小組は「辨別明白」とし、次の用例を挙げる。これに従った。

前所上對、條貫靡竟、統紀不終、辭不別白、指不分明、此臣淺陋之罪也。(『漢書』董仲舒傳)

⑲獄奏・獄事について上奏する、またその上奏。

南郡守強・守丞吉・卒史建舍治。八年四月甲辰朔乙巳、南郡守強敢言之、上奏七牒、謁以聞、種縣論、敢言之。(奏獄書67-68 案例⑭)

□□爲獄而上奏當者、其罪耐以上皆□□(嶽麓〔柒〕222)

⑳鞠審・「鞠」は諸々の取り調べを経て、罪狀を最終的に確定する手續き。嶽麓〔肆〕15簡注④參照。ここに見える「鞠審」はその内容を記した文書のこと、「鞠(之) ……審——鞠したところ ……と明らかになった——」という書式を持つ。

有投書、勿發、見輒燔之、能捕者購隸臣妾二人、馱(繫)投書者、鞠審灑(灑)之(法律答問53)。

廿三年四月、江陵丞文敢灑(灑)之、廿三(二)年九月庚子、令下、劾、掾(錄)江陵獄、上造儼・士五(伍)猗智(知)人盜塚、分(滅)賊。得。儼當耐鬼薪、猗黥城旦。遷戊午赦、爲庶人。鞠審、灑(灑)。(嶽麓〔參〕44-46)

●鞠之、暨坐八劾、小犯令二、大誤一、坐官・小誤五。已論一甲、

餘未論、皆相逕。審。（嶽麓〔參〕105）
 廿六年八月丙子遷陵拔・守丞敦狐、詣訊般芻等、辭各如前。（正）
 ●鞠之、成吏・間・起贅、平私令般芻・嘉出庸（備）、賈（價）三百、受米一石、臧（贓）直（值）百冊、得。成吏亡、嘉死。審。
 （背）（里耶秦簡⑧ 1743+⑧ 2015）

②1 具傳其律令・「具」はつぶさに、の意。傳は「附」に同じく、附記する、書き添える、の意。〔肆〕212～214簡注⑨参照。「鞠審」の後に量刑の根據となる律令が附記された事例は、張家山漢簡・奏讞書に見える。

鞠之、義等壯吏卒新黔首擊反盜、反盜殺義等、吏・新黔首皆弗救援、去北。當逕左、傳詣脩（攸）、須來以別黔首當捕者。當捕多別離相去遠、其事難、未有以捕章捕論。詞庫上書言獨財（裁）新黔首罪、欲縱勿論、得、審。令、所取荆新地多羣盜、吏所興與羣盜遇、去北、以儋乏不闔論。律、儋乏不闔、斬。篡遂縱囚、死罪囚、黥爲城旦、上造以上耐爲鬼薪。以此當庫。當之、庫當耐爲鬼薪。庫繫。訊者七人、其一人繫、六人不繫、不存皆不訊。（奏讞書155～161 案例⑱）

②② 當比・犯した罪に對し、法律や判例を引き當てたり、準用したりすること。「當」については〔肆〕324簡注①、「比」については〔伍〕66～68簡注⑤も参照。注②①・②④に引いた奏讞書でも、律令を附記した後に「當」が續く。

高皇帝七年、制詔御史、獄之疑者、吏或不敢決、有罪者久而不論、無罪者久繫不決。自今以來、縣道官獄疑者、各讞所屬二千石官、二千石官以其罪名當報之。所不能決者、皆移廷尉、廷尉亦當報之。

廷尉所不能決、謹具爲奏、傳所當比律令以聞。（漢書 刑法志）
 ●制詔御史、吏上奏當者、具傳所以當者律令・比行事、固有令以令當各署其所用律令・比行事曰、以此當某。今多弗署者、不可案課、卻問之、乃曰、以某律令・某比行事當之。煩留而不應令。今其令皆署之如令。（嶽麓〔伍〕66～68）

②③ 署・書く。記録する。

廿六年六月壬子、遷陵□・〔丞〕敦狐爲令史更行廟詔、令史行□失期。行廟者必謹視中□各自署廟所質日。行先道旁曹始、以坐次相屬。（里耶秦簡⑧ 138+⑧ 174+⑧ 522+⑧ 523）

②④ 署律令下曰以此當某某・注②①に引いた奏讞書でも、律令の下に「以此當」と記される。

律、賊殺人、棄市。以此當蒼。律、謀賊殺人、與賊同法。以此當信。律、縱囚、與同罪。以此當丙・贅。當之、信・蒼・丙・贅皆當棄市、馱（繫）。（奏讞書93～96 案例⑳）

②⑤ 繫・拘留すること。注②①・②④に引いた奏讞書でも、「當」の後に收繫についての記載が續く。

●制詔御史、聞獄多留或至數歲不決、令無辜者久馱（繫）而有辜者久留、甚不善、其學留獄上之。御史請、至計、令執濃上取（最）者、各牒書上其餘獄不決者、一牒署不決歲月日及馱（繫）者人數、爲取（最）、偕上御史、御史奏之、其執濃不將計而郡守丞將計者、亦上之。制曰、可。●卅六（嶽麓〔伍〕59～61）

②⑥ 章・文脈からして、一つの「編」がさらに細かく「章」に區分さ

れたのだろうか。

章、樂竟爲一章。（『說文解字』三篇上）

漢（書）〔興〕、閻里書師合蒼頡・爰歷・博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲蒼頡篇。（『漢書』藝文志）

②7 □…圖版では右半しか見えず、陳偉はそれを「片」もしくは「析（析）」と釋す（陳偉「《嶽麓書院藏秦簡（伍）》校讀（續四）」簡帛網 二〇一八年三月二日）。何れにせよ、ここでは文書を章ごとに區切ることについて規定しているのだろうか。

②8 之…圖版では下側しか見えないものの、暫く整理小組の釋讀に従う。

②9 令可…できるようにさせる。

及諸作官府者、皆日僇薄（薄）之、上其廷、廷日校案次編、月盡爲取（最）、固臧（藏）、令可案殿（也）。不從令、丞・令・令史・官嗇夫吏（嶽麓〔伍〕 252）

甲渠候官行者走。己亥日中起誠北。

各署過時、令可課。（居延漢簡 EPT53:53）

③0 別報…提出された文書の各章に對して、個別に回答することか。行傳書・受書、必書其起及到日月夙莫（暮）、以輒相報、殿。（秦律十八種 251-252）

言事守府及移書它縣須報。（里耶秦簡 ⑧ 122）

天子以語丞相弘。弘曰、此非人情。不軌之臣、不可以爲化而亂法、願陛下勿許。於是上久不報式、數歲、乃罷式。（『史記』平準書）

解何。今移舉各如牒。書到、牒、別言。（居延漢簡 38・22A）

③1 紫卻…「紫」はまとめて、あつめて、の意。「卻」は返卻、却下すること。關連する章をまとめて却下することか。

紫、聚也。（『玉篇』）

紫、段借爲繫。（『說文通訓定聲』）

●監御史下劾郡守、縣官已論、言夫（決）郡守。郡守謹案致之。不具者、輒卻。（嶽麓〔伍〕 48）

③2 牘…簡牘。本條文によれば三〜五行書きの、相對的に幅の廣い簡牘のこと。

勃以千金與獄吏、獄吏乃書牘背示之、曰以公主爲證。（『史記』絳侯周勃世家）

卅年六月丁亥朔甲辰、田官守敬敢言之。疏書日食牘北（背）上。

敢言之。（正）

城旦・鬼薪十八人 小春三人

小城旦十人 隸妾居賢三人

春廿二人 戊申水下五刻、佐壬以來。／尙手。 逐手

（背）（里耶秦簡 ⑧ 1566）

③3 …寸八…「八」の下は簡端まで空白になっており、整理小組はそこに削った跡が見える」と指摘している。文章は16簡に續けて讀むので意味が通る。

③4 …圖版ではほとんど確認できないが、文脈からは「四」と釋讀するほかない。

③5 謹・嚴正に、きちんとこの意。嶽麓〔肆〕簡10注④を参照。

③6 調護…不詳。整理者は「謹」を「護」の誤字とし、「調護」は「妥善地統治」の意だとする。確かに「調護」は典籍・出土文献に用例があるものの、特定の人物を「保護する」「引き立てる」という例が多い。【解説】でも述べるとおり、ここでは簡牘への文字の筆寫に關する何らかのルールが規定されている、とまずは考えられるので、「調護」という解釋は文脈に適合せず、採らなかつた。「謹調護」と言偏の字が三つ續くことになつており、むしろ「謹」が別の字に通假する可能性などが考慮されるべきだろう。

「上曰、煩公幸卒調護太子。〔集解、如淳曰、調護猶營護也。〕〔史記〕留侯世家）
治它縣官、必先調護之。●卅一（嶽麓〔陸〕58）

③7 好浮…不詳。整理者は「浮」を「桴」と読み、束ねる、編聯するの意とする。確かに一案ではあるが、「浮」を「桴」と讀む事例など、この解釋を支える確實な論據は見當たらぬ。會讀の席上では「浮」を「表面」と解釋し、「浮を好くす——簡牘の表面を整える——」、あるいは「好浮を調護す——良い状態の表面を保護する——」「くを調護す——良い表面の簡を比べて選ぶ——」と讀む案が出た。また前注で述べた文脈を念頭に置き、「好浮書之」を「好書」に類する語と見る解釋【解説】参照）もあつたが、いずれも決め手に缺ける。

③8 尺二寸牘…長さ一尺二寸の牘。

御史上議、御牘尺二寸、官券牒尺六寸。●制曰、更尺一寸牘牒。

（嶽麓〔伍〕121）

漢遺單于書、牘以尺一寸、辭曰、皇帝敬問匈奴大單于無恙、所遺物及言語云云。中行說令單于遺漢書以尺二寸牘、及印封皆令廣大長、倨傲其辭曰、天地所生日月所置匈奴大單于敬問漢皇帝無恙、所以遺物言語亦云云。（史記）匈奴列傳）

③9 尺牘…長さ一尺の牘。

緹縈通尺牘、父得以後寧。（史記）扁鵲倉公列傳）

以尺牒牒書當免者人一牒、署當免狀、各上上攻（功）所執瀆。（嶽麓〔肆〕348）

④0 書過一章者…「書」は名詞で、一章より多くの章から構成される文書、の謂か。

④1 次…墨痕からは釋讀し難いが、整理小組ならびに注⑦所引の陳偉論文に従い、暫く「次」と隸定しておく。

④2 脛…「綴」に通じ、連續する、の意か。あるいは、次注で述べるのとおり「輟」に通じ、やめる、區切るの意である可能性も残る。

④3 辭所當止皆脛之…注⑦所引の陳偉論文は、「脛」を「綴」としたうえで、各章のなかに語意からして區切るべき（當止）ところがあつたとしても、改行することなく續けて書き（綴之）、章と章との間の區切れと混同されないようにするのだ、と解釋している。暫くこれに従つた。一方で、「脛」は「輟」に通じ、

文章が途切れるべきところに區切りを入れることだ、という意見も出た。

④別易知・本條文の前半には「別白易〈易〉智〈知〉」が見え、整理小組は「易」の前に、「白」が漏れているのではないかと推測している。これに従った。

④5事・圖版では字の下部が見えないので、この部分は敢えて譯出しなかつた。一方、注②7所引の陳偉論文は「事」を「使」と讀んでいる。

④6彙編・再提出する回答文書と、前に提出し却下された文書とをまとめて編綴することか。

④7界其方・簡牘史料には「右方」「左方」が現れ、その文字が記された簡の「右側」「左側」を意味する。「方」は編綴されたひとまとまりの簡牘の、左右の端を指す語ではあるまいか。「界」は區切る、間をあける、の意で、具體的には冊書の左右いづれかの端に簡を挿入し、提出済みの文書の内容と再提出する内容を區切ることだろう。

■右方耦人籍。凡卅九。(散見簡牘合輯693 江陵鳳凰山八號漢墓竹簡)

●左方上功勞式 ●左方功將(狀)式(功令5)

大射正立于公後、以矢行告于公。下曰留、上曰揚、左右曰方。

〔留、不至也、揚、過去也、方、出勞也。〕〔儀禮〕大射
界涇陽抵穰侯而代之〔蘇林曰、界、間其兄弟使疏。〕、當也。〔漢書〕揚雄傳下)

④8江(空)其上・整理者は「江」が「空」に通じるとする。簡の上部を空白にして、そこに「此以右:」云々を書き込むという解釋だろう。暫くこれに従ったものの、注④7に挙げた例では、區切りとなる簡の簡頭は黒く塗られたり、墨點が振られたりしている。「江」が別字に通假する可能性もある。

④9疏・簡條書きのこと。ここでは「用疏者」が「用牘者」と對になるので、三〇五行書きの「牘」ではなく、さらに幅の廣い簡牘を用いることか。一方で、必ずしも「用牘者」とは對應せず、文書のなかの「簡條書きにする部分」の書式は以前と同じ、という指示なのだとする意見も出た。

初桀・安與大將軍霍光爭權、數疏光過失予燕王〔師古曰、疏謂條錄之。〕、令上書告之。(『漢書』蘇武傳)

君兄衣物疏 早復衣一領 網丸復襦一領 白鮮支單袴
繡被二領 間中單一領 間青復襦一領 練單繡三領

(以下略) (尹灣漢簡 YN6D12A)

卅五年三月庚寅朔辛亥、倉銜敢言之。疏、書吏・徒上事尉府者牘北(背)、食皆盡三月、遷陵田能自食。謁告過所縣、以縣鄉次續食如律。兩留不能投宿齋。當騰騰。來復傳。敢言之。(正)

令佐溫

更戌士五城父陽翟執

更戌士五城父西中瘞

胥手(背) (里耶秦簡⑧ 1517)

⑤0如故・「前と同じ」、すなわち「舊規定を適用する」の意。〔肆〕165-166簡注⑥を参照。

⑤1 不中・基準に合致しないこと。

郵人行書、一日一夜行二百里。不中程半日、咎五十、過半日至盈一日、咎百、過一日、罰金二兩。（二年律令273）

十一月、郵書留遲不中程、各如牒。晏等知郵書數留遲、爲府職不身拘校、而委（居延漢簡55・11+137・6+224・3）

起家復爲南陽太守。所居以殺伐立威、豪猾吏及大姓犯法、輒論輸府、以律程作司空、爲地白木杵、春不中程、或私解脫鉗鈇、衣服不如法、輒加罪答。（漢書）陳咸傳）

⑤2 貲二甲・赤外線圖版では「皆」と「甲」の間で簡がささくれ、「貲二」が判讀し難い。だがカラー圖版では文字がはっきりと確認でき、これにより釋讀した。

【解説】

上行文書の書式や使用する簡牘の規格について、その詳細を規定する條文。113～115簡の背面には互いに連續する墨痕が残り、また内容においても——115簡下部の長い空白、および117簡と118簡との接續にやや問題が残るもの——これらの簡がひとまとまりの條文を構成していたとみてよい。ただし背面下部の劃線は繋がらない。以下、内容を適宜區切りながら紹介する。

（1）まず各種の上行文書について、上申する事柄ごとに區別して編聯すべきことが規定される。従って同じ事柄に屬す内容は一つの冊書に編聯されることになるが、それが一〇〇簡を超える場合は冊書が分けられた。同一冊書内においても「物」ごとに簡を改めたり、要點を抜き書きしたりして、分かりやすい文書にすることが求められた。

（2）次に裁判關連の報告文書の書式が規定される。鞠審・律令條文・「以此當某」・繫／不繫、と展開する裁判文書の實例として注②・④に引いた奏讞書が挙げられ、實際の文書が書式規定——本條文および注②所引の「伍」66～68——に沿って書かれていたことが確かめられる。續く「雖同編者……」以下は、一つの冊書を「章」に分ち、個別に、あるいはまとめて回答しやすくするよう命じられているが、これが裁判關連の報告文書についての規定なのか、それとも上行文書一般にかかる規定なのか、はっきりしない。

（3）「用牘者」以下は牘の規格や書式に關する規定。牘の幅と行数、および長さと一行の文字數との間には對應關係があった。まず幅については3～5行書きがあり、それぞれに幅の寸法が決まっていた。また長さには一尺二寸と一尺の二種があり、前者は一行26字、後者は22字とされた。この文字數は、『漢書』藝文志に記された尙書のテキストの書式に近似する。

劉向以中古文校歐陽・大小夏侯三家經文、酒誥脫簡一、召誥脫簡二。率二十五字者、脫亦二十五字、簡二十二字者、脫亦二十二字、文字異者七百有餘、脫字數十。（漢書）藝文志）

この行数・字數についての規定の間に、「●皆嚴調謹好浮書之」という一文が挿入される。前後の文脈からして、規定の行数・字數に合致するよう行間・字間をおき、字配りを整えて書くよう命じた文章であることが、まずは想定される。これをふまえ、「好浮書之」とは字間にゆとりを持って丁寧に書寫することではないか、という意見も出た。張家山三三六號墓出土簡には「好書」の語が見え、書式に沿って丁寧に書くことを意味するようである。

● 諸上功勞皆上爲漢以來功勞、放（仿）式以二尺牒各爲將（狀）、以尺三行皆參（三）折好書、以功多者爲右次編、上屬所二千石

官、二千石官謹以式案致、上御史・丞相、常會十月朔日。(功令 3~4)

一方で整理者が想定するように、簡牘の編綴方法などについて述べた文章が、あるいは注⑦に或説として挙げたような、簡牘の表面の保護や使用簡牘の選擇に關わる文章が挿入されている可能性も、一概には排除できない。この部分は不詳とせざるを得ない。

(4) さらに二章以上から成る文書についての規定が續く。ひとまず上行文書一般に關わる指示だと理解したが、前項(2)の後半部分と同様に、「用牘者」に限定されたものである可能性も残る。

(5) いちど却下された事案について、回答文書を再提出する際の書式規定。注⑦で述べたとおり「界其方」の解釋が難しいものの、前回の上申内容と今回の内容との間に、はっきり区切りを設けるよう命じていること自體は間違いない。

(6) 最後に、「疏」を用いる場合には右に記した新規定ではなく、舊規定に従うべきことが附記される。ここの「用疏者」は前文の「用牘者」と對になつていて、「牘」と呼ばれる簡牘の規格や書式が「疏」には適用されないのだ、と暫く解釋した。だが注④に引いた里耶秦簡では、たとえ三行のみであつても、簡條書きであればそれは「疏書」と呼ばれている。「疏」が「より幅廣の簡牘」ではなく、あくまで「簡條書き」という書式のことであるなら、それは必ずしも「牘」とは對應しない。簡條書きの部分は舊規定に従う——たとえば一行の文字数が異なる——、という意味である可能性も残る。

以上の内容に續いて違反への科罰規定が、簡牘の大きさが「規格違反」と認定される基準とともに附記される。

本條文の構成はひとまず右のように解釋できるものの、全體とし

ては、上行文書の書式に關連する内容が未整理のまま羅列されているような印象を受ける。(2)(4)で述べた問題以外にも、前後關係がはっきりしない部分が残る。右に述べたのは一つの試案に過ぎないことを最後に附言しておく。

《二〇〇—二二三》

請、自今以來、諸縣官^①上對・請書^②者、牘^③厚母下十分寸一^④、二行牘^⑤厚母下十五分寸一。厚過程^⑥者、母得各過 120 (1888) 其厚之半。爲程、牘牒各一^⑦。不從令者、賞一甲^⑧。御史上議^⑨、御牘尺二寸^⑩、官券牒尺六寸^⑪。●制曰、更尺一寸牘^⑫ 121 (1882) 牒^⑬。●卒令丙四^⑭ 122 (1702)

【譯】

請うらくは、これ以降、およそ官府が對書・請書をたてまつる場合は、牘の厚さは十分の一寸を下回ってはならず、二行牘の厚さは十五分の一寸を下回ってはならない。厚さが基準を上回る場合は、それぞれその厚さの半ばを超えることはできない。基準をつくること、牘・牒ごとにそれぞれ一つとする。令に従わない場合は、賞一甲。御史が議案をたてまつり、「御牘」は一尺二寸、「官券牒」は一尺六寸といたします。●制する。一尺一寸の牘牒に改める。●卒令丙四

【注】

①縣官・國家、ないしは縣の官府。ここでは縣に限らず、一般的な官府の意と解釋した。〔肆〕106~108簡注⑥參照。

②對・請書：いずれも上行文書で、「對」は回答文書、「請」は申請文書を指す。「伍」112簡では「對・請・奏」と列記される。「伍」112～119簡注②及び③参照。
諸上對・請・奏者、其事不同者、勿令同編及勿連屬、事別編之。
〔嶽麓〔伍〕112〕

③牘・公文書の書寫媒體。より幅廣な簡牘（三～五行）を指す。「伍」112～119簡注③参照。嶽麓簡では、牘については書寫行數に對應した幅、長さに対応した一行あたりの文字數が規定される。

用牘者、一牘毋過五行。五行者、牘廣一寸九分寸八、四行者、牘廣一寸泰半寸、●三行者、牘廣一寸半寸。●皆謹調謹好浮書之。尺二寸牘一行毋過廿六字。●尺牘一行毋過廿二字。〔嶽麓〔伍〕115～117〕

一人□□□
一人伐牘、□□〔里耶秦簡⑧216〕

④二行牘・「牘」は一～二行書きの、相對的に幅の狭い簡牘のこと。で、簡牘全般を數える助數詞としても用いられる。「伍」112～119簡注①参照。「二行牘」は二行書き用の牘であろう。

⑤程・基準。限度。

天下之事無小大皆決於上、上至以衡石量書、日夜有呈、不中呈、不得休息。〔史記〕秦始皇本紀〕
晝斷獄、夜理書、自程決事、日縣石之一。〔服虔曰、始皇省讀文書、日以百二十斤爲程。〕〔漢書〕刑法志〕

●丞相上內史書、戲言、田地（佗）・佐啄坐田課、得不及程、過四分程二、貲各二甲、當以其貲錢爲縣官糶（糶）自食、佗・啄貧不能入貲、謁居縣官。●議、令佗・啄身居之、其欲入禾粟、許、毋得以它物除貲、它有等比。 ●卅五〔嶽麓〔柒〕91～93〕
●功令第卅五。士吏、候長、蓬隧長、常以令秋試射、以六爲程、過六、賜勞矢十五日。〔居延漢簡285・17〕

⑥爲程牘牒各一・牘と牒それぞれについて、厚さの基準を一つずつ設けることか。ただし、それは前文に明記されており、附言される理由が分からず、またこうした言い回しは他の法律條文中には見られない。「各一」の下にある「一」符號は省略記號で、そこに脱文がある可能性や、この「程」は厚さを測定するための器具のことで、その作成が指示されているのだという意見も出た。そもそも簡牘實物のなかには、ここに規定されるよりもずいぶん厚いものがあるので、厚さについてのより細かい規定が別に存在し、「爲程牘牒各一」はそのことを言うのではないか、という見方も出た。

⑦上議・ここでは御史により提案が追加されている。

廷尉守邦上議曰、制書節（卽）令御史・丞相、有問當殿（也）、而非求復治者及□者、獨令廷當其不當律令者。〔嶽麓〔柒〕183～184〕

⑧御牘尺二寸・整理小組は、「御牘」を皇帝が使用する専用の牘とする。これに従った。尺二寸の牘の使用は前條文からも確かめられる。
尺二寸牘一行毋過廿六字。●尺牘一行毋過廿二字。〔嶽麓〔伍〕116〕

⑨官券牒尺六寸：「券牒」は割り符のことか。長さ一・六尺は36.8cm程度で、里耶秦簡では、主に出糧券（穀物支給に際して作成された割り符）がこれに該当する。

- ☐【朔】☐☐、少内守☐敢言之。廷下☐☐
- ☐【給】、徒隸有所宜給、以徒爲【官徒・僕・養】☐
- ☐☐不決、各以【尺・六寸牒】第（第）當令者☐（里耶秦簡⑨1024）

⑩尺一寸牘：一尺一寸の牘。

漢遺單于書、牘以尺一寸、辭曰皇帝敬問匈奴大單于無恙。（『史記』匈奴列傳）

⑪更尺一寸牘牒：何をどう改めたのか、これだけでは判然としない。御史が提案した「御牘尺二寸」を「尺一寸の牘牒に更め」たものと暫く解釋した。前注所引の『史記』匈奴列傳では皇帝が尺一寸の牘を用いており、本條文での改正が漢に繼承されたと考えれば、辻褃も合う。

だが、「更」は「〜を更める」と讀むのが一般であり、「〜に更める」と讀むものには違和感があるという意見も出た。また122箇の「牒」字のなかの「木」は、120・121箇のそれとは字形がやや異なり、また「牒牘」の語は見られるものの、「牘牒」は——121箇の「牘・牒」を除けば——用例がないことから、121箇と122箇が連続しないという可能性も指摘された。そうであれば、この箇所が「尺一寸の牘を更めて「…とする」という内容であった可能性も出てくる。

器敞久恐靡者、逕其未靡、謁更其久。（秦律十八種105）

- 制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒牘數。節（卽）不具而卻、復上者、令其牒牘毋與前同數。以爲恆。
- 廷卒乙（獄籠〔伍〕185）
- ☐書牒牘☐（里耶秦簡⑨3233）

⑫卒令丙四…この句は上側の編繩痕の下に書寫されている。先行する111箇にも「●卒令丙四」と書かれた断片が接續するとされるが、その妥當性は低い。〔伍〕111箇注⑥及び解説参照。

【解説】

前條文では、書寫行數（五〜三行）に對應した牘の幅、および長さに對應した一行あたりの文字數などが規定されるのに對し、本條文では、牘・牒の厚さ、および御牘・官券牒の長さが規定される。まず、箇の厚さが薄すぎるのが不可とされ、牘は1/10寸以上、二行牒は1/15寸以上とされる。「厚過程」以降は一轉して厚すぎる場合の規定となり、標準となる厚さ（それぞれ1/10寸と1/15寸）の半分を超えるのが不可とされている。要するに牘・牒の厚さは、

・牘：1/10寸 ≧ ≧ 3/20寸 ↓ 約23〜35 mm

・二行牒：1/15寸 ≧ ≧ 1/10寸 ↓ 約15〜23 mm
の範圍に收まるべきものだった。御牘・官券牒の長さについては御史が追加提案しており、それに皇帝が一定の修正を加えているようだが、注⑪に述べたとおり、修正の正確な内容ははっきりしない。

條文の形式としては、元の詔敕の形を残したスタイルになっているものの、「請、自今以來」から始まり、「請」の主體や、その前提となる問題提起の部分が省略されている。その提案を御史大夫が取り次いで提出し、その際に御牘と官券牒の長さについて新たに提案

しているのであろう。

《二三一～二二六》

●令曰、吏有論毆（繫）^①、二千石、治者^②、輒言御史^③、遣御史與治者雜^④受印。在郡者^⑤、言郡守・郡監^⑥、守丞^⑦・尉丞^⑧與治

123 (1174)

者雜受印、以治所縣官^⑨令若丞印封印、令卒史上御史。千石到六百石、治者與治所縣令若丞雜受、以令若丞

124 (1161)

〔籀〕受、以令若丞^⑩印封、令吏上御史。五〔百〕^⑪以下印行郡縣^⑫者、治者受印、以治^⑬

125 (1151)

所執灋^⑭。印不行郡縣及乘車吏^⑮以下、治者輒受、以治所^⑯令・丞印封印、令吏^⑰

126 (1143)

【譯】

●令。官吏が裁判で收繫されたならば、二千石官のときは、治獄の官吏がそのつど御史大夫に言い、御史大夫は御史を派遣して治獄の官吏と共同で印を受けとらせる。郡においては、郡守・郡監に言い、守丞・尉丞が治獄の官吏と共同で印を受けとり、治所の縣官の令もしくは丞の印をもって封印し、卒史に御史大夫へとたてまつらせる。千石より六百石官のときは、治獄の官吏が治所の縣令もしくは丞と共同で受けとり、令もしくは丞の印をもって封じ、官吏に御史大夫へとたてまつらせる。五百石以下で、印が郡縣で行われる者は、治獄の官吏が印を受けとり、治〔所〕の縣令もしくは丞の印をもって封印し、官吏に屬〔所〕の執法へとたてまつらせる。印が郡縣で行われない者、および乗車の吏以下のときは、治獄の官吏がその

つど受けとり、治所の令・丞の印をもって封印し、官吏に…〔…へとたてまつらせる。】

【注】

①論繫・裁判のために收繫される。【解説】も参照のこと。

●廿七年十二月己丑以來、縣官田田徒有論毆（繫）及諸它缺不備穰時、其縣官求助徒穰者、各言屬所執灋、執灋□爲調發。（嶽麓

〔陸〕 228～229）

吏及宦皇帝者病不能視事、及有論毆（繫）盈三月者、免之。病有瘳・論事已、及罷官當復用者、皆復用如其故官。各以其秩與外吏課功勞、郎中比謁者。不欲爲吏、署功牒。（功令 36～37）

②治者・整理小組は、治は治獄、治者は治獄の吏とする。

吏治者、見其佩久毆（繫）、及雖弗見或告而弗奪、亦耐之。（嶽麓〔伍〕 70）

制詔丞相斯、所召博士得與議者、節（卽）有逮告劾、吏治者輒請之、盡如宦顯大夫逮。（嶽麓〔伍〕 87）

③御史・整理小組が「御史大夫」を指すとするのに従った。

④雜・共同で。（肆） 341～342簡注④を参照。

⑤在郡者・二千石官のうち、郡、すなわち内史以外の地に所在する者を指す。

⑥郡監・郡に設置された監察官。監御史。（伍） 48～52簡注①参照。

郡置守・尉・監。〔史記〕秦始皇本紀

監御史、秦官、掌監郡。〔漢書〕百官公卿表

●監御史下効郡守、縣官已論、言決〔決〕郡守。(嶽麓〔伍〕48)

⑦守丞…郡守の副官。〔伍〕59～61簡注⑫參照。

⑧尉丞…郡尉の副官。

郡尉、秦官、掌佐守典武職甲卒、秩比二千石。有丞、秩皆六百石。〔漢書〕百官公卿表

●郡尉不存、以守行尉事。秦守不存、令尉爲段(假)守。秦守・尉皆不存、令□吏六百石以上及守吏風(諷)眞官者爲段(假)守及行尉事。尉丞・守丞不存、令吏六百石以上爲段(假)尉丞・守丞。尉丞・守丞(偏)不存、尉丞爲段(假)尉丞守、不與尉同處者、尉節(卽)不存、令吏六百石以上爲段(假)尉。御史請。

●三(嶽麓〔柒〕8～10)

⑨縣官…本條文には「縣官令若丞」と「縣令若丞」とが現れるが、使い分けの意圖は判然としない。

⑩雜…整理小組は殘筆と前後の文意によつて「雜」と隸定する。これに従う。

⑪籀受以令若丞…この六字が124簡の末尾と重複する。衍字であろう。

⑫百…整理小組は前後の文意によつて「百」と隸定する。これに従う。

⑬印行郡縣…所持している官印が郡縣において有効であること。後

文には「印不行郡縣」が現れ、官印を所持しながら、それを行使できない官吏もいたことが分かる。嶽麓〔陸〕29～30簡では「印不行縣官」が「母縣官印」と對になっており、「印不行縣官者」には官印がなかったのではなく、印自體は帯びていたものの、その有効性に制限があったらしい。詳細は不詳だが、縣名のない半通印は所屬縣以外では使用できない等、官印にはそれぞれ使用可能な範圍があつたのではないか、といった意見が出た。

其別有所繇(徭)傳(使)而母將吏、及雖有將吏、將吏母、縣官印及印不行縣官者、其過及居所縣道官・鄣部亟聽告及受將吏奔牒、移其縣官及士吏、令求之。 ●十一(嶽麓〔陸〕29～30)

秩比六百石以上、皆銅印黑綬、大夫・博士・御史・謁者。郎無。〔師古曰、大夫以下亦無印綬。〕〔漢書〕百官公卿表

廿六年十一月甲申朔壬辰、遷陵邦候守建敢告遷陵主。令史下御史請書曰、自今以來、母(無)傳段(假)馬以使若有吏(事)縣中、及逆傳車馬而以載人、避見人若有所之、自一里以上、皆坐所乘車馬賊(賊)、與盜同讞。書到相報。今書已到。(正)敢告主。／母(無)公印以私印、印章曰李志。

十一月甲午、銷士五(伍)□□若思以來。／□□。但手。(背(里耶秦簡⑨1874)

坐不收赤側錢收行錢論。〔師古曰、赤側當收而不收、乃收見行之錢也。〕〔漢書〕百官公卿表

⑭以治□…所執灑…124簡は下部を缺いているが、缺損部分は12～13字が収まる長さで、そこに例えば「所縣官令若丞印封印令吏上

「屬」というような内容が書かれていたとすれば、125簡に矛盾なく接続する。暫く右に例示した文章があったものとして、譯文を補った。

● 繇（徭）律曰、發繇（徭）、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灋、郡各請其守。（嶽麓〔肆〕156）

⑮ 乘車吏・乘車を使用できる待遇の吏。有秩の吏には「（有）乘車」と「母乘車」の二種があった。

都官之稗官及馬苑有乘車者、秩各百六十石、有秩母乘車者、各百廿石。（二年律令470）

斗食・學佾通課補有秩、有秩通課補有秩乘車、有秩乘車通課補丞尉。（功令16～17）

⑯ 治所・整理小組は「治所縣官」の略と解する。これに従う。

【解説】

官吏が「論繫」されると、その官印は回収され、上級機關に送られた。本條文は論繫された官吏の秩祿ごとに（二千石官の場合）「中」か「郡」かでも區別がある、誰が官印を受け取り（受印）、それを容器に収めたうえで誰の印で封印（封（印））し、誰がどこに返納する（上）のか、などを規定する。概要を一覧にしておく。

基本的に縣の令丞や治獄の擔當者が諸手續きを行ったが、縣令より上位の二千石官については、「中」においてはまず御史大夫に報告され、御史大夫が御史を派遣して印を受領させ、「郡」では郡守・郡監に報告され、守丞・尉丞が受領のために派遣された。

官印回収のきっかけとなる「論繫」は、裁判のために收繫される

	受印	封印	上
二千石（中）	御史十治者	治所縣官令／丞	卒史↓御史
二千石（郡）	守丞・尉丞十治者	同右	同右
千～六百石	治所縣令／丞十治者	「治所縣」令／丞	吏↓御史
五百石～・印行郡縣	治者	？	？↓執法
五百石～・印不行郡縣	治者	治所「縣官」令丞	吏↓？
「有秩」乘車	治者		

ことと解釋した。「論」は通常、罪に對する刑罰を決定することで、それならば「論繫」は「裁きが下って收繫される」と解釋すべきところだが、次の史料に據ると、官吏は舉劾されて獄に繫がられただけで、その官印が回収された。

光和二年、復代橋玄爲太尉。在位月餘、會日食自劾、有司舉奏、詔收印綬、詣廷尉。時司隸校尉陽球奏誅王甫、并及頰、就獄中詰責之、遂飲鴆死、家屬徙邊。（後漢書）段熲傳

これをふまえるなら、「論繫」は裁きのために獄に繫がれることで、その段階で有罪／無罪を問わず、印が回収されたのだろう。注①に引いた「有論繫」の用例も、こうした解釋で矛盾は生じない。

《一二七》

□當以縣次^①駕^②。到官及吏歸印^③御史、以次駕舍郡抵^④（邸）及咸陽中它官。咸陽當爲駕^⑤送到官及到御史而毋

127 (1875)

【譯】 縣から縣へと順次馬を用いるべきである。官府に到る、および吏が印を御史に返却するときは、順次馬を用い、郡邸および咸陽中の他官に宿泊する。咸陽は馬車を用意して官府まで、および御史まで送り届けるべきでない……

【注】

①以縣次・縣から縣へと順次。嶽麓〔伍〕山簡注⑤参照。

●封書母勒其事於署、書以郵行及以縣次傳送行者、皆勒書郡名于署、不從令、賞一甲。●卒令丙四重〔嶽麓〕223

卅五年三月庚寅朔辛亥、倉衡敢言之、疏書吏・徒上事尉府者牘北〔背〕、食皆盡三月、遷陵田能自食。謁告過所縣、以縣鄉次續食如律。兩留不能投宿齋。當騰騰。來復傳。敢言之。〔里耶秦簡⑧ 1517 正〕

②駕・馬車に馬をつける。

駕、馬在軛中也。〔段注。駕之言以車加於馬也。〕〔說文解字〕十篇上〕

③歸印・印を返却する。通常は離任にあたって官印を返却することだが、前條文と結びつけて、回收した官印を御史に提出する〔令卒史上御史〕〔令吏上御史〕ことを指すのだという意見も出た。だが本簡が前條文の一部か否かは判断がつかず、また「歸印」と「上〔印〕」とで言い回しもやや異なり、暫く一般的な意味に解釋した。

臣旦願歸符璽、入宿衛、察姦臣之變。〔漢書〕武五子傳 燕刺王旦

何不速歸將軍印、以兵屬太尉。〔漢書〕高后紀

④郡邸・咸陽にある郡の宿舍。懸泉置漢簡では傳舍と並列關係に置かれる。

代王謝曰、至邸而議之。〔師古曰、郡、國、朝、宿、之、舍、在京師者率名邸。邸、至也、言所歸至也。〕〔漢書〕文帝紀

初、買臣免、待詔、常從會稽守邸者寄居飯食。拜爲太守、買臣衣故衣、懷其印綬、步歸郡邸。直上計時、會稽吏方相與羣飲、不視買臣。〔漢書〕朱買臣傳

鴻嘉三年正月壬辰、遣守屬田忠送自來鄯善王副使姑蘇・山王副使烏不賒、奉獻詣行在所、爲駕一乘傳。敦煌長史充國行太守事、丞晏謂敦煌、爲駕、當舍傳舍・郡邸、如律令。六月辛酉。〔懸泉置漢簡 II T0214 ②: 78 粹 143〕

⑤爲駕・公用の車馬を用意してやること。

勝曰、竊見國家徵醫巫、常爲駕、徵賢者宜駕。上曰、大夫乘私車來邪。勝曰、唯唯。有詔爲駕。龔舍・侯嘉至、皆爲諫大夫。〔漢書〕王貢兩龔鮑傳

建平四年五月壬子、御史中丞臣憲承制、詔侍御史曰、敦煌玉門都尉忠之官、爲駕一乘傳、載從者。御史大夫延下長安、承書、以次爲駕、當舍傳舍、如律令、六月丙戌酉。〔懸泉置漢簡 I T0112 ②: 18 粹 33〕

【解説】

整理小組は126簡と127簡の間に缺簡を想定しておらず、本簡を前條文の一部と見なしているようである。確かに「印」の「御史」への

返却という点では前條文との關連が疑われる。だが失われた文字が多く、兩簡が接續するという確證はない。ひとまず本簡を獨立させて解釋したが、前後を缺くために、條文の文脈がつかみづらい。

全體として、公用旅行者による馬車や宿舎の利用についての條文であることは間違いない。まず「到官」は官吏の着任、「歸印」は離任で、兩者が對になるものと見て、「到官」の前で句點を入れた。それに先行する「：當以縣次駕」は、着任／離任とは異なる、別の何らかの理由で移動する場合、「縣次を以て駕すべき」であると指示しているのだろう。續いて着任／離任で咸陽に來る場合の、駕・舎の使用についての規定がくる。そして「咸陽當：」以下は一轉して、旅行者を受け入れる側のなすべきことが記されているのだと解釋した。

この暫定的な解釋に對しては異論も出た。「歸印」の解釋についての或説は注③に述べた。また「：駕。到官：」という句讀にも、この句讀では「到官」の主語がなくなる點などに對して疑問が呈された。だが句讀點を入れなければ「以（縣）次駕」が重複し、それもまた不自然であるので、暫く右のように解釋した。

《二一八〜二三〇》

●令曰、御史節^①（卽）發縣官吏^②及丞相・御史^③・執濃發卒史^④以下到縣官佐史^⑤、皆毋敢名發^⑥。其發治獄者^⑦、官必遣 128 (1686)
 嘗治獄二歲以上^⑧。不從令、皆貲二甲、其丞・長史・正・監・守丞^⑨有（又）奪各一攻（功）^⑩、史與爲者^⑪爲新地吏二歲。御史 129 (1914)
 名發縣官吏□書律者、不用此令^⑫。●卒令丙九 130 (1881)

【譯】

令。御史がもし縣の官吏を徵發する、および丞相・御史大夫・執法が卒史以下縣官の佐史に到るまでの者を徵發する時には、いずれも名發してはならない。治獄を擔當する者を徵發する時には、官は必ずこれまでに治獄に關わることを二年以上の者を派遣する。令に従わなければ、いずれも貲二甲とし、その丞・長史・正・監・守丞はさらにそれぞれ一功を奪い、史の共に行つた者は二年間新地吏とする。御史が縣の官吏を名發して律を：書する場合は、この令を適用しない。 ●卒令丙九

【注】

①節：「卽」に通假して「もしも」の意であろう。

②發縣官吏：縣の官吏を徵發する。「縣官吏」は「縣官事」に通じる場合もある（肆）III〜113簡注②）が、ここでは「縣の官吏」のこと。

●令曰、郡及中縣官吏千石下繇（徭）傳（使）・有事它縣官而行、聞其父母死、過咸陽者、自言□□□□（嶽麓）伍 296

③御史：この「御史」は御史大夫のことを指す。

④卒史：郡レベル以上で勤務する屬吏。「肆」215〜219簡注⑩、「肆」357〜359簡注⑧参照。

何乃給泗水卒史事、第一。（史記）蕭相國世家
 縣恆以十月繇、牒書署當賣及就食狀、須卒史・屬糞兵取省、以令案視。（嶽麓）肆 357

⑤佐史・下級の書記官である「佐」や「史」、およびその地位にある者を指す總稱。「佐」については〔肆〕210～211簡注④も参照。ここでは縣の佐・史だが、秦律十八種には都官の佐・史が見える。

縣道官自次官史・佐、勞、補斗食・令史、勿上。(功令25)

賜吏酒食、衛(率)秩百石而肉十二斤、酒一斗。斗食・令史肉十斤、佐史八斤、酒七升。(二年律令29)

大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。(二年律令29)

其吏自佐史以上去繇(徭)使、私謁之它郡縣官、事已行、皆以彼陳(陣)去敵律論之。(獄籠〔伍〕30～31)

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人、其佐・史與共養、十人、車牛一兩(輛)、見牛者一人。(秦律十八種72)

⑥名發・被徵發者を名指しして徵發すること。陶磊「讀《獄籠書院藏秦簡》(五) 劄記」(簡帛網二〇一八年七月一日)も「是被徵發者具名、所謂點名征發」とする。典籍史料には指名手配をする意味で「名捕」という表現がある。

時名捕隴西辛興「師古曰、詔顯其名而捕之」、興與宣女婿許紺俱過宣、一飯去、宣不知情、坐繫獄、自殺。(漢書)鮑宣傳)

⑦治獄者・治獄を擔當する官吏。

治獄者親及所智(知)弗與同居、以獄事故受人酒肉食、弗爲請而謾謂已爲請、以盜律〔論〕、不告治者、受者獨坐、與盜同瀆。(獄籠〔伍〕243～244)

⑧嘗治獄二歳以上・官吏として治獄經驗がどれだけあるかは功勞に記載して報告されていた。

爲某吏若干歳月、其若干治獄。(功令71)

⑨丞・長史・正・監・守丞・丞相・御史大夫・執法の次官級の官吏。丞は御史中丞や執法丞、長史は丞相長史、正・監は二年律令秩律に見える丞相長史の屬官か。二年律令譯注444簡注③参照。執法に丞がいたことは〔陸〕229簡からわかる。

●丞相長史正・監、衛將軍長史、秩各八百石。(二年律令44)

書到執灑而留弗發、留盈一日、執灑・執灑丞・吏主者、賞各一甲。(獄籠〔陸〕229)

⑩奪一功・昇進の目安となる「功」を一級奪う處分。奪爵や奪勞にはいくつか用例が見られるが、奪功はこの條文と獄籠〔柒〕215簡にしか見られない。なお、「功」については張家山の功令に規定が見える。

●郡、賞守丞・卒史主者各二甲、奪各一攻(功)、秦守貲二甲。廿九(獄籠〔柒〕215)

吏自佐史以上、各以定視事日自占勞、勞盈歳爲中勞、中勞四歳爲一功。從軍勞二歳亦爲一功。壬身斬首二級若捕虜二人各爲一功。軍論之爵二級爲半功。(功令12～13)

⑪與爲者・ともに行つた者。簡牘史料では土木工事に關わつた者への罰則規定に「爲者」が見える。他に「擔當者」を表す語としては「主者」などがある。

所與爲之者、之人則舉義士也。(荀子)王霸篇)

販（版）、壞殿垣人可道人、匠爲者、完爲城旦（嶽麓〔陸〕134）
 爲之不謹、而決潰・流邑若殺人、匠爲者及民葆（保）者、罰金各
 四兩、齋夫・吏主者各二兩。（胡家草場漢簡89）
 書有亡者、亟告其縣官。不從令者、丞・令・令史主者、皆各一甲。
 （嶽麓〔肆〕223～224）

⑫名發縣官吏□書律者、不用此令…「□書律」の部分には文字が判讀
 できない。秦律には、御史のところでは毎年律の校正を行う規定
 があり、あるいはそうした重要な職務を行う際には被徵發者を
 指名してもよい、という例外規定か。
 歲讎辟律于御史。尉雜（秦律十八種199）

【解説】
 御史が縣の官吏を、あるいは丞相・御史大夫らが郡縣などの屬吏
 を、名指して徵用するのを禁じた規定。『史記』蕭相國世家には、
 秦の御史監郡が縣の官吏であった蕭何と職務に當たっている例が見
 え、御史やさらに上級の官が地方を巡視する際の、補佐役の徵用に
 ついて規定したものであろう。

蕭相國何者、沛豐人也。以文無害爲沛主吏掾…秦御史監郡者與
 從事、常辨之。何乃給泗水卒史事、第一。（『史記』蕭相國世家）
 名指しでの徵用は禁じられたものの、官吏を派遣する側にも、十分
 な能力のある者を選ぶことが求められた。また處罰に際しては、丞
 相レベルの者の違反であれば、本人よりもその次官級の者の方が刑
 が重い。彼らが直接の責任者と見なされたのだろう。末尾には、こ
 の規定が適用されない例外についての言及があるが、その正確な内
 容は、釋讀不能の文字のために判然としない。

《一三一～一三三》
 ●令曰、諸軍人^①・漕卒^②及黔首・司寇・隸臣妾有縣官事^③不幸死^④、
 所令縣將吏^⑤劾（刻）其郡名^⑥樞^⑦及署送書^⑧、
 可以毋誤失道^⑨回留^⑩。 ●卒令丙卅四
 131 (186A)
 132 (1790)

【譯】
 令。およそ軍人・漕卒および黔首・司寇・隸臣妾が公務により不
 幸にして死んだ場合は、死んだ場所では縣の將吏に死者の郡名を棺
 に刻ませ、および送付文書に記入させ、それにより誤って道に迷い、
 うろろして滞ることがないようにする。 ●卒令丙三十四

【注】
 ①軍人・軍の構成員。〔肆〕379～380簡注①を参照。

②漕卒…漕運に關わる卒。

故事、歲漕關東穀四百萬斛以給京師、用卒六萬人。宜糴三輔・弘
 農・河東・上黨・太原郡穀足供京師、可以省關東漕卒過半。（漢
 書）食貨志上）

●令曰、吏從軍治粟將漕長輓者、自敦長以上到二千石吏居軍治粟
 漕長輓所、得賣（買）所飲（飲）食衣服物及所以飲（飲）食居處
 及給事器兵。（嶽麓〔伍〕146～147）

③縣官事…公務。二年律令譯注46～47簡注①および〔肆〕109～110簡
 注⑩参照。

④不幸死…死亡すること。二年律令譯注310～313簡注⑤参照。

漢王下令、軍士不幸死者、吏爲衣衾棺斂、轉送其家。(『漢書』高帝紀上)

父母及妻不幸死者已葬卅日、子・同産産、大父母、大父母之同産十五日之官。(二年律令37)

⑤ 將吏・引率にあたる官吏。(肆) 177～180注⑬を参照。

⑥ 刻其郡名・文書送付の際に送付先の郡名を記入する規定が嶽麓〔伍〕山簡および〔陸〕223簡にみえる。嶽麓〔伍〕山簡【解説】を参照。

● 封書、母勒其事於署。書以郵行及以縣次傳送行者、皆勒書郡名于署、不從令、貲一甲。● 卒令丙四重(嶽麓〔陸〕223)

⑦ 椁・小型の棺。(肆) 364～365簡注⑤参照。(肆) 364～365簡では公務で死亡した際、死んだ場所の縣で椁を作成すると規定されている。

● 内史吏有秩以下□□□□□□爲縣官事□而死、【死】所縣官以縣官木爲椁。椁高三尺、廣一〔尺〕八寸、表六尺、厚毋過二寸。毋木者、爲賣(買)、出之。善密緻其椁、以梟堅約兩敦(楸)、勿令解絕。(嶽麓〔肆〕364～365)

⑧ 送書・送付文書。整理小組は「與椁同時轉送的文書」とする。里耶秦簡には獻鳥を送付する際の「鳥送書」も見える。

於是趙王乃齋戒五日、使臣奉璧、拜送書於庭。(『史記』廉頗藺相如列傳)

廿八年七月戊戌朔乙巳、啓陵鄉趙敢言之。令令啓陵捕獻鳥、得明

渠雌一。以鳥及書屬尉史文、令輸文不冑(肯)受、卽發鳥送書、削去其名、以予小史適。…(後略)…(里耶秦簡⑧1592正)

⑨ 誤失道・誤って道に迷うこと。

將軍趙食其、祓祔人也。武帝立二十二歲、以主爵爲右將軍、從大將軍出定襄、迷失道、當斬、贖爲庶人。(『史記』衛將軍驃騎列傳)卅年□月丙申、遷陵丞昌、獄史堪訊。昌辭(辭)曰、上造居平□、侍廷、爲遷陵丞。□當詣貳春鄉、鄉渠、史獲誤詣它鄉、□失道百六十七里。卽與史義論貨渠、獲各三甲、不智(知)劾云貲三甲不應律令。故皆毋它坐。它如官書。(里耶秦簡⑧754+⑧1007正)

⑩ 回留・回は回り道、迂回。(肆) 167～168簡注⑬参照。留は留め置きして滞らせること。

行命書及書署急者、輒行之、不急者、日瘳(畢)、勿敢留。留者以律論之。行書(秦律十八種183)

● 令曰、郵人行書、留半日、貲一盾。一日、貲一甲。二日、貲二甲。三日、贖耐。過三日以上、耐。● 卒令丙五十(嶽麓〔伍〕133)

適魯、觀仲尼廟堂車服禮器、諸生以時習禮其家、余祗迴留、之不能去云。「索隱、祗、敬也。言祗敬遲回不能去之。有本亦作低回、義亦通。」(『史記』孔子世家)

【解説】

公務で死んだ兵卒・黔首・刑徒らの棺の、郷里への移送についての規定。送付先の郡名が棺桶に刻まれ、送付文書にも書き込まれ、誤送による遅れが生じないようにされている。椁の移送が時に滞り、

その遅れがチェックされる場合もあったことは、里耶秦簡から窺える。

□死樁未到家（里耶秦簡⑧1394）
遷陵。以郵行。洞庭。（正）

校樁留不到者治所。（背）（里耶秦簡⑨589）

また、里耶秦簡には「傳樁書」が見え、これが本條の「送書」に當たるのかもしれない。

卅一年七月辛亥朔甲子、司空守端敢言之。今以初爲縣卒

廝死及傳樁書案致、母應此人名者。上眞書、書癸亥

到、甲子起、留一日。案致問治而留。敢言之。（正）

章手（背）（里耶秦簡⑧638）

なお、嶽麓〔陸〕に本條とほぼ同じ法文がある。

●諸軍人・漕卒及黔首・司寇・隸臣妾有縣官事、不幸死、死

【所令縣將】吏刻其郡名樁及署送書、可以毋誤失道回留。

●卒令丙卅四 重（嶽麓〔陸〕224～225）

《一三三三》

●令日、郵人行書、留半日、貲一盾。一日、貲一甲。二日、貲二

甲。三日、贖耐。過三日以上、耐。●卒令丙五十 133 (1805)

【譯】

令。郵人が書を移送する際に、遅留することが半日までならば貲一盾。一日ならば貲一甲。二日ならば貲二甲。三日ならば贖耐。三日を越えてそれ以上ならば耐。 ●卒令丙五十。

【注】

① 郵人・郵書遞送にあたる人夫。

留侯病、自彊起、至曲郵〔索隱、…漢書舊儀云、五里一郵、郵人居間、相去二里半。〕、…。〔史記〕留侯世家）

復蜀・巴・漢中・下辨・故道及雞劍中五郵、郵人勿令繇（徭）戍、

母事其戶、母租其田一頃、勿令出租・芻稟。（二年律令268）

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬（警）事郵十八室。有物故・去、

輒代者有其田宅。有息戶勿減。（二年律令268）

亭六百八十八、卒二千九百七十二人。郵卅四、人四百八。如前。

（尹灣漢簡 YN6D1A）

② 留：一日、貲一甲、…過三日以上、耐。郵書とは無關係だが、これと同じ留日と科罰との組み合わせが他にも見える。

●廿七年十二月己丑以來、縣官田田徒有論毆（繫）及諸它缺不備

穫時、其縣官求助徒獲者、各言屬所執灋、執灋□爲調發。書到執

灋而留弗發、留盈一日、執灋・執灋丞・吏主者、貲各一甲。過一

日到二日、貲各二甲。過二日【到三】日、贖耐。過三日、耐。…

（略）…（嶽麓〔陸〕228～230）

【解説】

郵人による郵書の遞送が遅れた場合の科罰規定。同様の規定が二年律令にも見える。

郵人行書、一日一夜行二百里。不中程半日、答五十。過半日至

盈一日、答百。過一日、罰金二兩。郵吏居界過書弗過而留之、

半日以上、罰金一兩。（二年律令273～274）

右の二年律令では、まず所要時間の基準が示され、その基準に對

する遅れ（不中程）が「半日」「過半日」…として示される。これと同様に、本條文の「留半日」は「不中程半日（以内）」の、「一日」は「（過半日至盈）一日」のことと見て譯出した。

本條文も、嶽麓〔陸〕にはほ同じ法文がある。

● 郵人□【書】留半日、賞一盾。一日、賞一甲。二日、賞二甲。三日、贖耐。過三日以上、耐。● 卒令丙五十〔嶽麓〔陸〕226〕

睡虎地秦簡や嶽麓簡には、行書律をはじめとして郵書遞送に関する規定が他にも見える。郵人を科罰対象とする本條文は、官吏を対象とする關連規定よりも科罰が重いと、いえる。

行命書及書署急者、輒行之、不急者、日癸（畢）、勿敢留。留者以律論之。行書（秦律十八種183）

● 行書律曰、傳行書、署急輒行、不輒行、賞二甲。不急者、日癸（畢）。留三日、賞一盾。四日【以】上、賞一甲。二千石官書不急者、毋以郵行。（嶽麓〔肆〕192～193）

發徵及有傳送、若諸有期會而失期・乏事、罰金二兩。非乏事也、及書已具、留弗行、行書而留過旬、皆罰金一兩。● 制書當下而弗下・而留不行盈一日、及行制書而留之盈一日、皆罰金四兩。（漢律十六章291～292）

《一三四》～《一三五》

【●】令曰、吏歲歸休①卅日②、險道③日行八十里④、易〔易〕道百里。諸吏母乘車⑤者、日行八十里、之官⑥行五十里。吏〔告〕當行及擇（釋）

歸居家⑦、皆不用此令。● 卒令丙五十一

134 (1903)
135 (1905)

【譯】

● 令。官吏が年ごとに歸休するのは四十日で、険しい道であれば一日八十里進み、平坦な道であれば百里進む。およそ吏の乗車がないうちは一日八十里進み、官署に戻るときには一日五十里進む。官吏が休暇で移動する際には、および用務を離れて歸り、家に居るときには、いずれもこの令を適用しない。● 卒令丙五十一

【注】

① 歸休…官吏が休暇で歸宅すること。（肆）111～113簡注①参照。

沐日歸休、兄弟妻子燕語、終不及朝省政事。（漢書）孔光傳

戊戌。騰歸休。（嶽麓〔壹〕三十四年質日2）

● 田律曰、吏歸休、有縣官吏〔事〕、乘乘馬及縣官乘馬過縣、欲貢芻粟・禾・粟・米及買叔〔菽〕、縣以朔日平買〔價〕受錢。先爲錢及券劄、以令・丞印封、令・令史・賦主各挾一辨。月盡發劄、令・丞前、以中辨券案劄〔驢〕錢。錢輒輸少內、皆相與靡除封印、中辨臧〔藏〕縣廷。（嶽麓〔肆〕111～113）

② 歸休卅日…近親者の死亡に伴う休暇や戍卒などの休暇を三十日とする規定もある。

吏及宦皇帝者、中從騎、歲予告六十日。它內官、卅日。吏官去家二千里以上者、二歲壹歸、予告八十日。（二年律令217）

● □律曰、冗募羣戍卒及居贖責〔債〕戍者及冗佐史・均人史、皆二歲壹歸、取衣用、居家卅日。其父母□以歸寧、居家卅日外往來、初行、日八十里、之署、日行七十里。當歸取衣用、貧、毋〔無〕以歸者、貸、日令庸以逋。（嶽麓〔肆〕278～279）

律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日。大父母・同產、

十五日。(奏讞書180~181 案例②)

③險道…險しい道。

險道、傾仄、且馳且射、中國之騎弗與也。…若夫平原易地、輕車突騎、則匈奴之衆易撓亂也。(『漢書』鼂錯傳)

④日行八十里…一日に八十里は官吏が移動する際の標準的な行程。

嶽麓〔肆〕 313~314簡注⑤参照。

縣官毋得過驂乘、所過縣以律食馬及禾之、御史言、令覆獄乘恆馬者、日行八十里、請許如有所留避。不從令、貲二甲。(嶽麓〔肆〕 313~314)

…委輸、傳送重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。…(二年律令412)

⑤吏母乘車…乗車を利用できない待遇の吏。(伍) 123~126簡注⑤も参照。

⑥之官…勤務先の官署に赴く。(肆) 318~320簡注④参照。

丞相議、吏歸治病及有它物故、免不復之官者、令其吏舍人・僕・

【庸】行□如故。事已者、輒罷歸、以書致其縣官、它官當用者、亦皆用之。(嶽麓〔肆〕 318~319)

⑦告…官吏の休暇。ここでは整理小組も指摘するとおり、通常の休暇を指す「歸休」とは異なり、「賜告」のような、特別に與えられた休暇を指すか。「告」の前に挿入される「」は區切れを示すものとは考えにくく、そこに何らかの脱字があった可能

性も想定できる。

高祖嘗告歸之田。「李斐曰、休謁之名、吉曰告、凶曰寧。孟康曰、古者名吏休假日告。告又音響。漢律、吏二千石有予告、有賜告。予告者、在官有功最、法所當得也。賜告者、病滿三月當免、天子優賜其告、使得帶印綬將官屬歸家治病。至成帝時、郡國二千石賜告不得歸家。至和帝時、予告皆絕。」(『漢書』高帝紀上)

今有司以爲予告得歸、賜告不得、是一律兩科、失省刑之意。夫三最予告、令也。病滿三月賜告、詔恩也。令告則得、詔恩則不得、失輕重之差。又二千石病賜告得歸有故事、不得去郡亡著令。(『漢書』馮野王傳)

吏及宦皇帝者、中從騎、歲予告六十日。它內官、卅日。吏官去家二千里以上者、二歲壹歸、予告八十日。(二年律令217)

⑧釋歸居家…任務を離れて家に歸ることか。さまざまな理由により用務を離れ、歸郷することと暫く解釋した。だが、典籍史料では「釋歸」が罪を許されて家に歸る意で用いられており、これをふまえ、罪を許されて歸郷する場合だとする意見や、先行する「告」と同様に、特別な理由で家に歸ることではないか、という意見も出た。

以事繫東郡發干獄。獄掾善爲禮、瑗問考訊時、輒問以禮說。其專心好學、雖顛沛必於是。後事釋歸家、爲度遼將軍鄧遵所辟。(後漢書)崔駰傳)

聞正道不行釋事而退、未聞枉道以求容也。(『鹽鐵論』論儒)

【解説】

官吏の休暇日数と、その際の一日あたりの移動距離の基準とを規

定した条文。(有)乗車か母乗車かで移動距離が異なり、有乗車の場合は平坦な道での移動距離が長く設定されている。注②に挙げたとおり、他にも休暇関連の規定があり、身分や休暇の理由などにより、休暇日数も異なつたことが窺える。

条文後半の「吏」告^⑦以降では、この規定が適用されない例外について述べられている。注⑦で述べたとおり、そこに見える「告」が通常の休暇では辻褄が合わないので、これは「賜告」などの特別休暇のことだと解釋したものの、「當行」の意味合いを含め、疑問は残る。一方の「釋歸居家」は一時的な休暇ではなく、用務を離れて歸郷することとしたが、これについても注⑧に述べたような別解が出た。

《二三六》

令曰、守以下行縣^①、以傳馬^②・吏乘^③給。不足、母賃^④黔首馬。犯令及乘者、貲二甲、廢^⑤。 ●郡卒令^⑥「十二」 136 (1674)

【譯】

令。郡守以下が縣を巡視する際には、縣は傳馬や吏乘を支給する。不足したとしても、黔首の馬を賃借してはならない。令を犯した者および違反の馬を使った者は貲二甲で、出仕禁止とする。 ●郡卒令已十二

【注】
①行縣・縣への巡視。

歲餘、每河東守尉行縣至絳、絳侯勃自畏恐誅、常被甲、令家人持

兵以見之。(「史記」絳侯周勃世家)

②傳馬…傳や驛に備え付けの馬。

頗省乘輿馬及苑馬、以補邊郡三輔傳馬。「張晏曰、驛馬也。」(「漢書」昭帝紀)

駕傳馬、一食禾、其顧來有(又)一食禾、皆八馬共。其數駕、母過日一食。駕縣馬勞、有(又)益壹(壹)禾之。(秦律十八種47)十六、相國上長沙丞相書言、長沙地卑濕、不宜馬、置缺不備一駒、未有傳馬、請得買馬十、給置傳、以爲恆。(二年律令56)傳馬・使馬・都廩馬日匹叔(菽)一斗半斗。(二年律令45)

③吏乘…官吏が移動の際に使う馬か。後文では「馬」の賃借が禁じられており、この「吏乘」は「吏乘馬」のことと解釋した。

膚吏乘馬篤、犖(犖)、及不會膚期、貲各一盾。馬勞課殿、貲廩嗇夫一甲、令・丞・佐・史各一盾。馬勞課殿、貲皂嗇夫一盾。(秦律雜抄29~30)

其買騎・輕車馬・吏乘・置傳馬者、縣各以所買名匹數告買所內史・郡守、內史・郡守各以馬所補名爲久久馬、爲致告津關、津關謹以藉(籍)・久案閱、出。(二年律令506~507)

④賃…借りる。「賃」は人間や動物を使役する目的での賃借の際に用いる。嶽麓〔肆〕305簡注③参照。

⑤廢…罷免して出仕禁止とする。(肆)212~214注③参照。

⑥郡卒令…郡守をはじめとした郡の業務を規定した条文。嶽麓

〔伍〕100～101簡注⑩、および『嶽麓書院所藏簡《秦律令（壹）》譯注』考證篇「廷內史郡二千石官共令」を参照。

【解説】

縣を視察する郡守以下の者には官有の馬を使用させることとし、そのための民間の馬の賃借を禁じた規定。

《一三七》

●令曰、郡守有覆治^①及縣官事當案行^②及尉事^③不□者、□□□□及給（？）^④。 ●郡卒令己十三 137 (1080)

【譯】

●令。郡守が再調査することがあって、および公務があつて巡視すべきとき、および郡尉の業務：ない場合は、：及び：。 ●郡卒令己十三

【注】

①覆治：改めて取り調べる。「肆」24～28簡注②⑤参照。二年律令では、再審要求は縣道官から在所の二千石官に上申し、二千石官が都吏に命じて再調査させている。

：（前略）：咸陽及郡都縣恆以計時上不仁邑里及官者數獄屬所執瀆、縣道官別之、且令都吏時覆治之、以論失者。覆治之而即言請

（情）者、以自出律論之。（嶽麓〔肆〕27～28）
：（前略）：乞鞫者各辭在所縣道、縣道官令、長、丞謹聽、書其乞鞫、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、廷及

郡各移旁近郡、御史・丞相所覆治移廷。（二年律令116～117）

②案行：巡視する。嶽麓〔伍〕85～86簡注①参照。

寬饒初拜爲司馬、未出殿門、斷其禪衣、令短離地、冠大冠、帶長劍、躬案行士卒廬室、視其飲食居處、有疾病者身自撫循臨問、加致醫藥、遇之甚有恩。（漢書）蓋寬饒傳

③尉事：郡尉の職務。郡尉が不在時に、郡守が郡尉の業務を代行する際の規定が、嶽麓〔柒〕に見える。

●郡尉不存、以守行尉事、秦守不存、令尉爲段（假）守。秦守・尉皆不存、令□吏六百石以上及守吏風（諷）眞官者爲段（假）守及行尉事、尉丞・守丞不存、令吏六百石以上爲段（假）尉丞・守丞。尉丞・守丞被（偏）不存、尉丞爲段（假）尉丞守、不與尉同處者、尉節（卽）不存、令吏六百石以上爲段（假）尉。御史請。 ●三（嶽麓〔柒〕8～10）

④□□□□及給：整理小組は判讀不能の字を五文字とするが、寫眞版からは四字しか確認できない。「給」字は糸偏が見えず、整理小組も「（？）」をつけている。「給」の用例には食料などの支給や、用務を行うことを意味するものもあるが、ここでは文脈が不明であるため、譯出しない。

■秦上皇時內史言、西工室司寇・隱官踐更多貧不能自給糧（糧）。（嶽麓〔肆〕329）

●諸假弩矢以給事者、卽有折傷□□□□辜 □□□（嶽麓〔肆〕306）

【解説】

釋讀できない文字が多く、條文の内容は不詳。注④に述べたとおり、整理小組の釋讀案には難しいところがある。また齊繼偉「讀《嶽麓書院藏秦簡(伍)》札記(二)」（簡帛網二〇一八年三月九日）は「不□者、□□□□□及給」の部分について、「不□者」は「不給者」と、「□及給」は「代及給」と釋讀するが、圖版を見る限り、いずれにも承服しがたい。

附 記

・本研究班の班員は以下の通り。そのうち譯注稿冒頭に列挙したのは、今回の譯注稿の原稿作成擔當者である。

飯田祥子（人文研・非常勤研究員）・尹嘉越（京都大學・特別研究生）・内山峻（明治大學・博士課程）・太田麻衣子（國土館大學・准教授）・魏星（京都大學・博士課程）・金秉駿（韓國・ソウル大學・教

授）・古勝隆一（人文研・教授）・佐藤達郎（關西學院大學・教授）・齋藤賢（日本學術振興會特別研究員PD）・章瀟逸（中國・武漢大學・PD研究員）・杉村伸二（福岡教育大學・教授）・角谷常子（龍谷大學・特任教授）・曹天江（中國・中央民族大學・講師）・高田菜々子（明治大學・博士課程）・鷹取祐司（立命館大學・教授）・陳捷（人文研・非常勤研究員）・土口史記（岡山大學・准教授）・西眞輝（京都大學・非常勤講師）・野原將揮（人文研・准教授）・畑野吉則（立命館大學・助教）・藤井律之（人文研・助教）・宗周太郎（大谷大學・助教）・目黒杏子（京都府立大學・非常勤講師）・安永知晃（關西學院大學・非常勤講師）・楊長玉（中國・雲南民族大學・副教授）・李晟（岡山大學・博士課程）・劉潔（岡山大學・博士課程）・劉聰（岡山大學・文學研究科・博士課程）・林怡冰（京都大學・博士課程）・宮宅潔（人文研・教授）

・本譯注は京都大學教育研究財團の後援による研究成果の一部である。